

第六十一回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第二十七号

昭和四十四年六月五日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 藤田 義光君

理事 伊能繁次郎君 理事 佐藤 文生君

理事 塩谷 一夫君 理事 塚田 徹君

理事 三原 朝雄君 理事 大出 俊君

理事 浜田 光人君 理事 受田 新吉君

足立 篤郎君 井出一太郎君

内海 英男君 菊池 義郎君

田中 龍夫君 野呂 恭一君

三池 信君 山口 敏夫君

渡辺 肇君 淡谷 悠藏君

稻村 隆一君 岡田 春夫君

木原 実君 華山 親義君

平岡忠次郎君 広沢 賢一君

八木 一男君 安井 吉典君

吉田 之久君 伊藤惣助丸君

沖本 泰幸君 鈴切 康雄君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 西郷吉之助君

大蔵大臣 福田 赳夫君

農林大臣 長谷川四郎君

自治大臣 野田 武夫君

國務大臣 床次 徳二君

官(総理府総務長)

出席政府委員

法務大臣官房長 辻 辰三郎君

法務省矯正局長 勝尾 録三君

法務省保護局長 鹽野 宜慶君

法務省入国管理局長 中川 進君

大蔵省主計局次長 船後 正道君

委員外の出席者

農林政務次官 小沢 辰男君

農林大臣官房長 大和田啓氣君

農林省農政局長 池田 俊也君

農林省農地局長 中野 和仁君

農林省蚕糸園芸局長 小暮 光美君

農林省畜産技術会 横尾 正之君

農林省水産局長 松村 賢吉君

農林省水産局次長 青鹿 明司君

農林省農政局植 安尾 俊君

農林省農政局植 水産庁生産部長 三善 信二君

農林省農政局植 専 門 員 茨木 純一君

五月二十八日

委員永末英一君及び伊藤惣助丸君辞任につき、その補欠として内海清君及び渡部一郎君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員内海清君辞任につき、その補欠として永末

英一君が議長の名で委員に選任された。

六月四日

委員渡部一郎君辞任につき、その補欠として伊

藤惣助丸君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員葉梨信行君、稲村隆一君、平岡忠次郎君、

永末英一君及び伊藤惣助丸君辞任につき、その

補欠として渡辺肇君、八木一男君、広沢賢一

君、吉田之久君及び沖本泰幸君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員渡辺肇君、広沢賢一君、八木一男君及び吉

田之久君辞任につき、その補欠として葉梨信行

君、平岡忠次郎君、稲村隆一君及び永末英一君

が議長の名で委員に選任された。

同日

理事永末英一君五月二十八日委員辞任につき、

その補欠として受田新吉君が理事に当選した。

五月二十七日

靖国神社国家護持に関する請願外二十三件(小

澤太郎君紹介)(第七五九八号)

同外三十三件(河野洋平君紹介)(第七五九九号)

同外二十九件(田中龍夫君紹介)(第七六〇〇号)

同外一件(丹羽喬四郎君紹介)(第七六〇一号)

同外十二件(丹羽兵助君紹介)(第七六〇二号)

同外一件(野原正勝君紹介)(第七六〇三号)

同外一件(有田喜一君紹介)(第七七一三三三)

同(上村千一郎君紹介)(第七七一四四)

同外十九件(小澤太郎君紹介)(第七七一五五)

同外十六件(大橋武夫君紹介)(第七七一六六)

同外八件(鍛冶良作君紹介)(第七七一七七)

同外一件(賀屋興宣君紹介)(第七七一七八)

同外四件(飯谷忠男君紹介)(第七七一八九)

同外二件(吉川久衛君紹介)(第七七二〇号)

同(小峯柳多君紹介)(第七七二二二)

同(小山村二君紹介)(第七七二二三)

同外十四件(田中龍夫君紹介)(第七七二三三)

同外三件(田村良平君紹介)(第七七二四四)

同(地崎三郎君紹介)(第七七二五五)

同(渡海元三郎君紹介)(第七七二六六)

同外七件(二階堂進君紹介)(第七七二七七)

同(坊秀男君紹介)(第七七二七八)

同外十件(細田吉藏君紹介)(第七七二八九)

同(早稲田柳右二門君紹介)(第七七三〇〇)

靖国神社国家管理反対に関する請願(田代文久

君紹介)(第七六〇四四)

同(谷口善太郎君紹介)(第七六〇五五)

同(林百郎君紹介)(第七六〇六六)

同(松本善明君紹介)(第七六〇七七)

靖国神社の国家管理反対に関する請願外九件

(池田順治君紹介)(第七六〇八八)

同外五件(塚本三郎君紹介)(第七六〇九九)

同外九件(河村勝君紹介)(第七六一〇〇)

同外九件(和田耕作君紹介)(第七六一〇一)

同外九件(小澤貞孝君紹介)(第七六一〇二)

同外二十六件(河村勝君紹介)(第七六一〇三)

同外三十九件(和田耕作君紹介)(第七六一〇四)

婦人少年室廃止反対等に関する請願(遠藤三郎

君紹介)(第七六一〇五)

元満鉄職員であった公務員等の恩給等通算に関

する請願(佐々木義武君紹介)(第七六一〇六)

傷病恩給等の不均衡是正に関する請願(三原朝

雄君紹介)(第七六一〇七)

六月二日

一世一元制の法制化に関する請願外六百七十七件

(徳安實誠君紹介)(第七六一〇八)

同外一件(伊能繁次郎君紹介)(第七六一〇九)

靖国神社国家護持に関する請願外四十一件(小

澤太郎君紹介)(第七六一一〇)

同外一件(飯谷忠男君紹介)(第七六一一一)

同外十四件(田中龍夫君紹介)(第七六一一二)

同外十八件(保利茂君紹介)(第七六一一三)

同外一件(白井莊一君紹介)(第七六一一四)

同外八件(椎名悦三郎君紹介)(第七六一一五)

同(田村良平君紹介)(第七六一一六)

同(中村梅吉君紹介)(第七六一一七)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第七六一一八)

同(坊秀男君紹介)(第七六一一九)

同外五十一件(齋藤邦吉君紹介)(第七六一二〇)

同(田村良平君紹介)(第七六一二一)

同(橋本龍太郎君紹介)(第七六一二二)

同(有田喜一君紹介)(第七九七二号)
同外八件(佐々木義武君紹介)(第七九七三号)
同(田中龍夫君紹介)(第七九七四号)
同外一件(野原正勝君紹介)(第七九七五号)
同外二十件(古内広雄君紹介)(第七九七六号)
同(三池信君紹介)(第七九七七号)
同外四件(小川平二君紹介)(第七九七八号)
同(始関伊平君紹介)(第七九八九号)
同外二件(砂田重民君紹介)(第七九九〇号)
同外二件(辻寛一君紹介)(第七九九一号)
同外一件(渡海元三郎君紹介)(第七九九二号)
同(永田亮一君紹介)(第七九九三号)
元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に關する請願(八百板正君紹介)(第七八一〇号)
同外一件(八田貞義君紹介)(第七八七九号)
靖国神社の国家管理反對に關する請願外四件(池田禎治君紹介)(第七八五四号)
同外十件(小澤貞孝君紹介)(第七八五五号)
同外四件(春日一幸君紹介)(第七八五六号)
同外九件(河村勝吾君紹介)(第七八五七号)
同外四件(曾祢益君紹介)(第七八五八号)
同外十三件(塚本三郎君紹介)(第七八五九号)
同外四件(門司亮君紹介)(第七八六〇号)
同外十三件(和田耕作君紹介)(第七八六一号)
同外二十五件(池田禎治君紹介)(第七八六二号)
同外二十五件(小澤貞孝君紹介)(第七八六三号)
同外二十六件(岡澤完治君紹介)(第七八六四号)
同外二十五件(春日一幸君紹介)(第七八六五号)
同外三十八件(河村勝吾君紹介)(第七八六六号)
同外二十三件(曾祢益君紹介)(第七八六七号)
同外二十五件(塚本三郎君紹介)(第七八六八号)
同外二十五件(西尾末廣君紹介)(第七八六九号)
同外十八件(門司亮君紹介)(第七八七〇号)
同外二十五件(本島百合子君紹介)(第七八七一号)
同外四十七件(和田耕作君紹介)(第七八七二号)
同外十二件(麻生良方君紹介)(第七八九一号)
同外十二件(池田禎治君紹介)(第七九四二号)
同外十二件(小澤貞孝君紹介)(第七九四三号)

同外十二件(岡澤完治君紹介)(第七九四四号)
同外十二件(折小野良一君紹介)(第七九四五号)
同外十一件(春日一幸君紹介)(第七九四六号)
同外十一件(河村勝吾紹介)(第七九四七号)
同外十二件(曾祢益君紹介)(第七九四八号)
同外十一件(永末英一君紹介)(第七九四九号)
同外十一件(西尾末廣君紹介)(第七九五〇号)
同外十八件(西村繁一君紹介)(第七九五一号)
同外十一件(門司亮君紹介)(第七九五二号)
同外二十四件(和田耕作君紹介)(第七九五三号)
同外二十五件(麻生良方君紹介)(第七九五八号)
同外二十四件(池田禎治君紹介)(第七九五九号)
同外二十五件(小澤貞孝君紹介)(第七九六〇号)
同外四十九件(岡澤完治君紹介)(第七九六一号)
同外二十三件(折小野良一君紹介)(第七九六二号)
同外二十四件(春日一幸君紹介)(第七九六三号)
同外二十四件(河村勝吾紹介)(第七九六四号)
同外二十四件(小平忠君紹介)(第七九六五号)
同外二十四件(曾祢益君紹介)(第七九六六号)
同外二十四件(竹本孫一君紹介)(第七九六七号)
同外二十四件(西尾末廣君紹介)(第七九六八号)
同外二十四件(門司亮君紹介)(第七九六九号)
同外二十五件(本島百合子君紹介)(第七九七〇号)
同外三十六件(和田耕作君紹介)(第七九七一号)
同外二十四件(麻生良方君紹介)(第七九七二号)
同外二十五件(池田禎治君紹介)(第七九七三号)
同外二十四件(内海清君紹介)(第七九七四号)
同外二十五件(小澤貞孝君紹介)(第七九七五号)
同外二十四件(岡澤完治君紹介)(第七九七六号)
同外二十四件(折小野良一君紹介)(第七九七七号)
同外二十四件(河村勝吾紹介)(第七九七八号)
同外二十四件(鈴木一君紹介)(第七九七九号)
同外十一件(曾祢益君紹介)(第七九八〇号)
同外二十四件(竹本孫一君紹介)(第七九八一号)
同外二十四件(玉置一徳君紹介)(第七九八二号)
同外二十四件(本島百合子君紹介)(第七九八三二

号)
同外二十五件(和田耕作君紹介)(第八〇三三三号)
旧軍人恩給の改善に関する請願外二件(齋藤邦吉君紹介)(第七九〇六号)
靖国神社国家管理反対に関する請願(田代文久君紹介)(第七九三七号)
同(谷口善太郎君紹介)(第七九三八号)
同(林百郎君紹介)(第七九三九号)
同外一件(松本善明君紹介)(第七九四〇号)
同(田代文久君紹介)(第七九四四号)
同(谷口善太郎君紹介)(第七九九五号)
同(林百郎君紹介)(第七九九六号)
同(松本善明君紹介)(第七九九七号)
特高罷免等による警察退職者救済に関する請願(伊能繁次郎君紹介)(第七九九九号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
理事の補欠選任
農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二七号）
同和对策事業特別措置法案（内閣提出第一〇〇号）
法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四二号）

○藤田委員長　これより会議を開きます。
理事の補欠選任についておはかりいたします。
理事永末英一君の委員辞任に伴い、理事が一名
欠員になっております。その補欠選任につきましては、
先例により、委員長において指名するに御
異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、理事に受田新吉君を指名いたします。

○藤田委員長 農林省設置法の一部を改正する法

律案を議題といたします。

この際、申し上げます。

去る五月十五日の委員会におきまして、休憩直前に私が発言いたしました点につきましては、こことばかり足りず、委員各位、特に伊藤委員に誤解を与えまして、委員長としてまことに遺憾の意を表する次第であります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。伊藤惣助丸君。

○伊藤(惣)委員　農林大臣に北洋漁業問題につきまして、過日に引き続き、若干の質問を行ないます。

まず、その質問に入る前に、ただいま委員長から弁明がありました。が、過日のこの委員会におきまして、私は午前中から質疑をしておったわけでありまして、本会議のため一時中断いたしました。

て、本会議終了後質問を続行することに了承しまして、本会議に出たわけであります。しかし、本会議が終了した後に、この委員会に参りましたところ、政府委員席には農林省関係ではなく、防衛庁長官及び政府委員がすわっておったわけであり

ます。そして私が質問続行をしようとしたときに、突然、委員長は防衛二法の趣旨説明を強行した。このことにつきまして、私は、まさに議会民主主義を破壊する暴挙であつて、許すことはでき

ない、このように強く怒っておったわけでありませんが、いままではこの理学生会等の話し合いもありますので、私はこれ以上この場で追及しようとは思いませんが、このような暴挙は再び行なわ

い、こういうふうな委員長に要望申し上げて、質問に入りたいと思います。

先日も農林大臣にお伺いいたしましたが、日ソ漁業交渉は、ことしで十三回目になります。いつ

も妥協後には同じようなことがいわれてきたわけでありませうけれども、毎年その場しのぎの交渉をやつてきておるわけです。そして年々漁業の漁獲高が減少してきております。この北洋漁業については、非常に最近業者が採算がとれなくなっている、これではもう将来に見切りをつける以外にな

い、こういうふうになっているわけでありまして、一つは魚源保護という点と交渉のきめ手となるような基本策を考へる以外にないと思つてあります。農林大臣はその基本策についてどのような考へがあるか、まず伺いたいと思つてあります。

○長谷川国務大臣 ごもっともお説でございまして、われわれも毎年毎年繰返して、同じような交渉をするのは、まことに残念でございまして、したがって、こういうような点も考慮いたしまして、本年度初めて日ソの間に、ソ連の河川を利用して、日本とソ連との共同によつて、サケ・マスの人工ふ卵をさしてまいりたい。そして共同作業であり、共同出資であり、共同の責任において、資源の保護をやつていきたい、こういうような考へ方の上に立ちまして、本年から初めてその交渉が軌道に乗るようになってまいりました。やがてわが国からも、ソ連にこの交渉のために、技術者を派遣する考へでございまして、こうなつてまいりますと、ただいま御質問のございましたように、日本の権利というものは当然その中に永久に認められてくる、こういうことになりまして、ぜひともこれらの問題を早急に貫徹をさしていきたい、このような考へ方で、基本策といへば、いままでいふん苦労をいたしたけれども、本年やつとそれが実現したという段階になつたことを申し上げたいと思つてございまして。

○伊藤(惣)委員 基本策、何か公表したいに伺つたのですが、どうかそういう一つの国益の点からいって、前向きで今後交渉に向かつていただきたい。一年一年じゃなくて、三年なり五年あるいは十年間ぐらゐの長期にわたる交渉、または安心して操業できるような、国としての保障といひますか、そういう点も考慮していただきたい。その点を大臣に要望しておきます。

次に、この日ソ漁業交渉に関連して、またこの交渉に少なからず影響を持つものとして、日本とアメリカ、カナダ、日米加の漁業協定があります。この協定は、一九五二年の五月九日に署名されておりました。一応十年の期限が取りきめられております。ちょうどこれも安保条約と同じように、その後はいわば自動延長という形で今日まできておるわけですね。取りきめの細部については、付属書という形で、三国できめたものがあるわけでありまして、西経百七十五度より東側は自発抑制地域となつておるわけですね。この点については、私は非常に疑問を持っておるわけですが、日ソ交渉においても、トン数による制限はあるけれども、漁獲を許しておるわけですね。しかし西経百七十五度という地球上の一つの経度線によつて、自発抑制をするということは、自主的には操業できない地域がつくられておるわけですね。これは非常に不公平じゃないか、こういうふうな思ふわけですね。しかも、ソ連なんかについてもしかたのないものだというふうな思つておるのかどうか。要するにそういう自発抑制地域というものをそのままにしておくのか。あるいはまた日本の要求によつて、そういう自動延長をやめて、そんな経度による抑制処置じゃなくて、それを改めるか、またはほとんどサケ・マスというものをとるためにその経度線を越えて漁業ができるように推進したほうがいいのではないかと思つておるわけですが、そういうことについて農林大臣、見解を伺いたしたいです。

○長谷川国務大臣 その御指摘につきましては、過去数回にわたつて再度交渉は進めておりまして、昨年もその問題について強い要求をこちらからいたしました。改定の時期を待たずして、何とかこれらの解決をつけたという考へ方の上に立つて、いませつかくこれらと有機的にあることに努力を傾けておるところでございまして、御了承賜りたいと思つて存じます。

○伊藤(惣)委員 ちょっと然としておりますので、局長のほうからその経過と現状について簡単に御報告というか、伺いたいわけですね。

○三善説明員 ただいまの日米加の漁業協定の改定の問題でございまして、これは御承知のように

三十八年に一応十年間の条約期限が切れております。その後は条約国が一方的に破棄しない限り自動的に延長をするということになっております。したがって、三十九年以降に実は三回政府間で改定の交渉をやつてまいりました。その後外交ルートあるいは日米あるいは日加の閣僚会議や経済合同委員会、そういう機会をとらえて私どもの改定の強い意向を、ただいま大臣が言われましたように、アメリカ、カナダに対して申し込んでおるわけですね。そういうことで、今後ともその改定の話は引き続きあらゆる機会をとらえまして、話を進めたいと思つております。

○伊藤(惣)委員 農林大臣にその点の決意——そうしたいというのではなくて、これは日本が自発的にこうすると言へば幾らでもこれはできるわけですね。農林大臣の決意はどうなんですか。

○長谷川国務大臣 三国の取りきめでございまして、機会あるごとにそういう点にも話は触れております。過日カナダと経済閣僚会議がございまして、あれだけではやってくれ、賛成してくれないと困る、こういうようなことを申し入れてございまして、これだけはわれわれも何とか早目にわが主張を通したい、こういうような考へ方をもつて、機会あるごとにその話を進めておるところでございまして。

○伊藤(惣)委員 この日米加漁業協定というのは先ほどから言うようにいふん年月がたつておるわけですね。この自発抑制地域についても調べていきました。四十一年の会議で米加から西経百七十五度以西で日本とつておるサケ・マスが、アメリカやカナダの側で育つたものだという主張がなされて、制限区域をもつと広げるべきだということをしてきたといういきさつがあるわけですね。こうした点を考えてみますと、いろいろわが国のサケ・マス漁業を考えた場合に、最近では非常にとれなくなつてきているわけですね。非常に高いものをわれわれは買つて食べておる。特に、北方問題等でソ連のいうあの十二海里の中に入れないため

いう点で、われわれは高いものを食べているわけですね。ですから私たちがこういつたもので制限をされたためにサケ・マスがとれない。したがって高いものを食べなくちゃいけない。こういう一つの現状を考えた場合に、当然この日米加の漁業協定を再検討して、何も農林大臣が、カナダやアメリカに対してこちらから話をするのじゃなくて、自動延長という形でなければ当然日本の自主的な立場に立つてうちはやめたと言へばこれは簡単に通るわけなんですか。もしそれが国際法上拒否されたくないというならば、向こうからあらためて別な協定なりまた別な取りきめを——あれは三国間においてつくらなければできないわけですね。ですから私が何回も言うように、あなたは向こうに言つておるのだじゃなくて、日本にその決意があるかということをおつておるわけですね。そういう点で、いま歴史的な背景を伺つたわけでありまして、大臣の見解をもう一回伺いた

○長谷川国務大臣 お気持ちを十分尊重しながらその交渉に十分なる考慮をもつて当たる考へでございまして。

○伊藤(惣)委員 生産部長に聞きますが、日本の操業している漁業界においての実態ですね、そういう要望等あると思つてます。ちょっとその点どんな声があるのか、何を要望しているのか、いま政府としてはそのことについて何を考へているのか、その点を伺いたしたいと思います。

○三善説明員 御指摘のように、漁業界としてもそういう要望は前からございまして、したがって、私どもとしても常にその要望を受けながら、先ほども申し上げましたように政府間で改定の交渉をすててきておるわけですね。ただ、この改定の交渉をいたします場合に、過去において問題になりました点がいろいろございまして、それは、私どもサケ・マスを考えていきます場合に、その資源問題というものを一番前提として考へて

おるわけでありす。その資源の問題をどういうふうにして今後保存し、増殖し、あるいは規制していくかという問題は、やはり交渉の際にも基本的な考え方になっていくわけですが、そういう面でも、西経百七十五度の線をなくして、もう少し資源的に共同で何かいい方法があるなら、そういうふうでこれを改定に、話し合いに持っていくたらどうかという要望をしております。

そういうことで、内容にわたっていろいろアメリカ、カナダとも考え方を披露しながらやっておりますけれども、何しろ相手もやはり事情がございますから、現在まで残念ながら解決しておりません。そういう交渉を今後とも全力を尽くして私どももやっていきたいと考えております。

○伊藤(惣)委員 しつこいようですが、改定をいま考えておるわけですが、自動延長という立場から、いま三回間において新たな取りきめあるいは改定を考へておるわけですか。

○三善説明員 当然改定を考へて申し上げているわけでありす。

○伊藤(惣)委員 その考へておる期間がずいぶん長いように思ふのです。私はそういう日本の外交折衝というものは非常に思ふわけですが、常に突き上げがあつてもなかなか腰を上げない。しかも当然国際法上何ら差しつかえないのに、いわば日本の外交の中にあつていつも私が思うことは、そのような自主性がなく、また非常に消極的である。この点はいつもお指摘しておる点であります。どうか農林大臣に於てはこの点も強く日本の国益のために強力な折衝を行なつていただきたい。さらにまた現在できるならば、どんな操業を許してもとてサケ・マスなどというものは安くわれわれの食せんに提供できるように、国民生活を守る立場からも考へていただきたい、このことを申し上げておきます。

さらに大臣に伺いたいのですが、この点に対する大臣の答弁と、また北洋漁業問題で聞きました、北方領土問題との関係があるわけですか。現在

北方領土が解決しないために、日ソ関係に於ては民間協定においてこちらが、たとえばコンブ操業とかあるいはまた民間交渉による交渉をいま続行中であると思ふわけですが、その点について今後の見通し、どこまでも民間交渉をそのまゝ続けさせるのかあるいは国として何らかの形で領土問題をも考へながら漁業交渉を進めていくのか、その点について伺いたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 領土問題になりますと、私のほうの範囲内ではございませんので、こゝでお答えを申し上げるわけにはまいりませんが、安全操業という点につきますと、私のほうもこれに對しては、いろいろな交渉を始めておりますので御承知でもありましようが、本年に入りましてもソ連に駐在しておる大使もわざわざこちらへ呼びまして、その段取りをたゞいまつけておるところでございます。

○伊藤(惣)委員 それで、ことしもまたコンブ操業が行なわれておると思ふのです。ああいうことは国際法上からいって一つの慣習となり、それが既成事実となつて領土問題に對して、将来の領土問題を解決する上にあつて非常にマイナスになる、または、そういう既成事実が積み重なつていくと、領土の返還交渉に非常に影響がある、こう考へるのですが、その点どう思ひますか。

○長谷川国務大臣 領土問題に關連をして現在のよう漁業コンブ、たとえば定着性のものの採取についての交渉が行なわれている、それはまた別問題でございまして、領土問題が切り離して解決すべきさすれば、それとともに並行してその問題を切り離してこの問題の解決をするというところは非常に困難なことにもなりますし、漁船を犠牲にするということもたいへん不幸なことにもなりますので、その点はお話さうでもございまして、うけれども、その中になかなかむづかしい面、複雑な面が備へられておることもぜひ御理解を賜わりたいと思ふのでございまして、こゝともなごとなんですけれども、どうもそこまでのことが現

在のわがほうにしてはちよつと困難性がございす。

しかしながら、コンブの問題につきましましては、他の漁業問題は交渉が非常に困難でございまして、けれども、そういうような点も十分加味されまして、コンブの採取につきましましての交渉は、ほんとうにわずかの短時間において本年度も解決をつけておるところの事実もお認め願ひたいと存するのでございます。

○伊藤(惣)委員 現在、民間交渉による漁業協定といひますか、たとえばコンブをとるにつて、一隻について一万円払うとかいうことがありますがね。民間交渉によりそういうことが行なわれていゐるのですが、国としては前に赤城試案であるとかあるいはいろいろな試案がありましたね。その後政府としては何もやっていない、われわれはこう思ふわけですよ。やつたとすれば何をやつたか、また考へておるとすれば何を考へておるか、その点を伺ひたい。

○長谷川国務大臣 民間交渉といひましても、大國一國を相手にして民間でやり得るものではないのでございまして、一応表面向きは民間交渉ではございすけれども、内面交渉というものはそれに備へて十分に整えてあるのでございまして、表面向きはそうでありましても、内容はその点は十分加味されておることを御了承願ひたいと思ひます。

○伊藤(惣)委員 大臣、私の質問に答えていないわけですが。民間交渉は陰ながら応援している、それはよくわかりました。今後日本國としては、それに対して國對國との間におきまして、いわば日ソのサケ・マス漁業について協定をやつたわけですね。同じような形で北方領土付近に對する安全操業を確保するという面からも國として考へていくのかということですよ。その点について伺ひたいわけですよ。前には赤城試案であるとかいろいろな案があつたわけですよ。しかしそれは領土問題との關係があつて途中で挫折しているわけですね。また大臣もかわつた關係で、その点が立ち消えになつていゐるわけですよ。だからいまあなたが農林大臣になつて、新たにそういった問題を考へたときに、あれじゃしようがない。じゃ國としてはこういうことを考へてゐるのだ、今後はこうしたいということがあるかということなんですよ。

○長谷川国務大臣 その点は交渉段階でございすから、表になかなか出さすわけにはいかない面がございすけれども、私が就任して以來、もっぱら何といつても、たとえばこれは話が別でございすけれども、総合農政ということばを一つ唱へるにいたしましても、その中には漁業という面も十分にその中に加つておりました、日本の漁業の実態というものが、現在いかなる地位に置かれておるかという、こういう点あわせまして、日本の漁業をこのまゝで置くならばどういふ結果になつていくか。衰微していくのをそのまま見のがすわけにはいきませんので、当然それの問題は大きく、外務省を通じて、本格的というほどにいろいろな交渉には當たつておるのでございすけれども、その内容について、残念ながらまだ交渉段階でございすので、御説明を詳細に申し上げるわけにはいきませんけれども、いまお説のような点については、十分に体制を整へて交渉に入つてゐるのでございす。

○伊藤(惣)委員 北洋漁業の拿捕事件について伺ひたいと思ふのですが、最近ではだいぶ少なくなつてきておりますが、まだまだ六十数名の人間が帰つてこない、これが現状ですね。こういう拿捕事件があるというところは、ソ連において十二海里という一つの海里をきちんと守つた中で、それを越えた者はつかまへてゐる。しかし最近では國後島との間においては、ちょうど日本本土から六海里しかないわけですね。したがつてその中間である三海里、これは話し合ひができてゐると思ふのですが、あの本土寄りの三海里ぐらゐのところでも拿捕されてゐる事件が続いてゐるわけですよ。したがつてこういうことなんかから考へましても、地元の漁民は非常に恐怖におびえながらいゝわば操業しておる、これが現状だと聞いております。そういう点について、そのような中で安全

操業について、具体策があれば伺いたいわけですが。
○三善説明員 北方の安全操業の問題につきましては、いま大臣から申し上げましたように、従来からずっと折衝を続けておりますし、今後とも一生懸命早く解決するように努力をしたいと思っております。

ただいま御指摘になりました拿捕事件の問題につきましても、これはやはりこの安全操業問題が本質的に解決しない限り、なかなか簡単にまいるまいというところがございます。やはり何とかしてしましても、本質的には安全操業の問題をできるだけ早く解決することが一つの方向だと思っております。もっともコンプ協定等、ああいうふうに話し合いが、民間でございますが、ついておるものについては、それはそれなりにスムーズに運営しておりますけれども、その他の拿捕事件の問題等については、基本的にはこの安全操業の問題が当然からんでおります。それをできるだけ早く解決するというのがやはり先決問題であろうと考えております。

○伊藤(惣)委員 さつきから何回も質問しているのですが、大臣もあなたも目的をはずれているのです。私が聞きたいことは、具体的に聞いているのです。基本的な話は実によくわかっていっているのです。そんなことはちゃんと知っているのです。安全操業で大事なことは、国としてできる行政指導はどうするかということですよ。たとえていうならば、領海を越えるとか越えないということについては巡視船が一隻いてそれを指導すれば解決する問題じゃないですか。さらにあの辺でいろいろな海難問題があっても、そういう点をちゃんと整備すればそんな問題は解決する問題ですよ。私が言いたいことは、国でできる行政指導を強化すべきではないか。日本の漁民を守るという面からいっても、もっと積極的に前向きで安全操業については考えるべきじゃないかということだと思っております。そういう点についてどうなんだと聞いているわけですが。

○長谷川国務大臣 巡視船を一隻出して監視すれば

ばといつても、監視をしても違反のものは違反でございませう。ですから、両者ともそういう点については、たとえば海域というものは三海里なら三海里というものが規定をされておるのですから、その点はやはり国際的なものは順守してもらわなければならぬと思っております。ですから、あなたの申しやうな巡視船一隻おればとられぬのじゃないかということとはちょっとなんだと思っております。

○伊藤(惣)委員 大臣、私が言うのは、あの辺は固まってやっているとすよ。それで四、五隻追われてくるわけですね。みんな逃げるわけですね。そのとき巡視船が一隻入れば当然守られるわけですから、そういう面では——私はこの目で見てきているわけですね。ですから、もうちょっと巡視船をふやすなり国の行政指導なりまたは対外折衝の中で何とかやってもいい、われわれもつと安心してできるのだということなんです。ですからそういう点を強化するのはいかがでしょうか。

○長谷川国務大臣 指導方針というものは、いろいろな点について海上保安庁とも十分連絡をとっておりますし、その指導方針はやっておりますが、なお指導方針、保護方針の強化、こういう点については、お説のような点がございましたらば十分その点には注意を与え、そうしてさらに強化をしてまいりたいと思っております。

○伊藤(惣)委員 時間もありませんから、いろいろ聞きたいのですが、あと一、二問……

過日のあの朝鮮沖におけるEC121偵察機の墜落事件以来、日本海あるいはまたその周辺公海上において米軍の第七艦隊の分遣隊がいまでも遊回しているわけですね。御存じのように現在漁期の最盛期でありまして、それらの艦艇がいるために日本海沿岸であるいは日本海の公海上で出漁をしておる日本漁船約三百隻くらいがことは非常に大きな打撃を受けておるといふふうに私は聞いております。向こうも公海上だから遊回してもいいのだけれども、しかし漁船といえども公海上で漁業をすることも自由であります。その点について

て、そういう中での操業における損害、これは国で責任は持たないでしょうけれども、それに対してどんな考えがあるのかという点についてまず簡単に伺いたいわけですね。

○長谷川国務大臣 アメリカ及びソ連の両国の船が公海上において運航をいたしておる、これによって漁業者が非常に困難を来しておる、これは公海でございますので、運航に対してとやかくわがほうとしては申し上げるわけにはまいりません。したがって、たとえば漁船において事故があったという場合は、事故のあり方によって初めてその後の補償というものは始まるわけでありまして、それに対処する補償とか云々ということとは前もって申し上げるわけにはいかないと思っております。

○伊藤(惣)委員 今回の米特別哨戒機の墜落事件については、日本の外務省は無条件で、佐藤総理はじめ外務大臣も支持しているわけですね。その理由が公海上の原則から、偵察機機動部隊の日本海進入もわれわれは何も言うことはできない、自由なんだということなんですね。それは農林大臣もよく御存じのことだと思っております。しかしながら、われわれ日本人の漁業を営む漁業者の立場からいっても同じことが言えるわけですね。公海上における操業も自由なわけですね。したがって、日本の巡視艇が行って、軍艦が来たから逃げろとかあるいは操業をやめろ、こんな権限はないと思うわけですね。その点についての考えをまず伺いたいと思っております。

○長谷川国務大臣 その点につきましては、日本の漁業がたぐさん行なわれるところでありますので、外務省を通じてアメリカ、ソ連には航行についても十分御注意を願いたいということをお願い申し上げてあることを御了承賜りたいと思っております。

○伊藤(惣)委員 では最後に。

いままだ遊よく中でありまして、そういうような声も出ておりますから、さらに米国のほうに大臣のほうから申し入れていただきたい。このこ

とをひとつ答弁願って私の質問を終わりたいと思っております。

○長谷川国務大臣 必要あるとするならば、さらに申し入れを行ないたいと思存じます。

○藤田委員長 受田新吉君。

○受田委員 政務次官、大臣にかわって副大臣として御答弁いただいてよろしゅうございませうから……

この農林省設置法の一部改正案につきまして、まず農林省の省名についてお尋ねしてみたいと思っております。

農林省という省は大正十四年に農商務省が農林省と商工省に分離してスタートしたのではないかと聞いています。ちょっと時期としてはずれていゝるかもしれませんが、ところが農林という名称の中には水産、畜産というふうなものが含まれることになってはおるけれども、水産関係者は、おれたちの省をつくってくれというぐらゐの熱心な要望もあることではありますので、農林ということばの中に農林と林業だけを採択した印象を与える向きに対して、農林省はどういうお考えを持っておりますか。農林以外の産業についてはどう考えるか。また通商産業省というのが一つあるわけなんです。これは四字あるわけで、各省通じてた一つ長い名称の役所がある。この通商産業省の産業の中には農業というのが入ってないわけなんです。農業というのは産業の一部であることもこれは御承知のとおりであります。そういうかねあひを含めて通商という特殊の任務、これは商工でよさそうなのものが通商産業というふうな役所になっておる。これも私は異論がある。こういう省名は、名は体をあらわすものでありますだけに、十分納得して国民に理解されなければいかぬ。長い間にこれがなれつになつて、その中身について検討しないまま、つい押しつけて農林省で片づけられるという懸念があるということも十分前提にして御答弁願いたいと思存じます。

○小沢(展)政府委員 受田先生の御意見まことにございませう。農林省と命名した

経緯は必ずしも明らかではございませんけれども、今日、農林省が水産関係を所管をし、そのお世話をしていくということは広く国民に行き渡っておりますので、私どもとしては、実はこの水産というものをいれることについての必要性をあまり感じないで今日までおいておられるわけでございます。先生の、水産もやっていると農林省と林業だけではおもしろくないかという御意見は、私もごもっともな御意見とは思いますが、私もあひつと名前の問題でございますので、特に水産については力を入れてやるつもりでございますが、現状今日、農林省が水産のめんどうをいっていることはほんとうによく徹底されていると思っておりますので、現在のところは名前まで変える必要はないんじゃないか、かように考えております。

○受田委員 農林水産省という名をつけてもいいわけですが、通商産業省というのがあるのですから、通商ということばはインターナショナル・トレードということばで代表しようとしていっているわけであるが、そういうことばの使い方からいっても、通商産業省という名称と比較するならば、農林水産省ということばを用いてもいいわけなんです。ただ、長つたらしいから、私は二字にしなければならぬというのを通商産業省にも言っている。すかつともしやるのなら商工省にせよ、政府はそれを考えよ、そのほうが国民は理解しやすい。だから、そういう産業関係の役所の省名というのは国民に理解しやすいようにしなければならぬということ、各省を通じての名称の問題が起つてくるわけなんです。だから、農林省の場合は、農林という名称で水産をやるから御理解願いたいということであるから、検討をしてもよろうこととしておいて、同時にもう一つ問題は、今度の法改正の中にあるところの、農林水産の本省に対して今度地方の出先機関のことです。

これは地方農政局を農林局に今度改められるわけなんです。そうすると、やっぱりここに問題が起くるのは、農林のほかに水産はどうなるかということです。水産はそれぞれの海区という制度があつて、その海区制度なるものが、この地方農政局と従来一致しないところもある、瀬戸内海の海区というふうなばく然としたものがある関係で、これは昭和三十八年ではなかったかと思うのですが、この水産関係をどうするかという問題は、実際のこの法改正の際に問題になってきた。ところが、農政局ということであつて水産を含まないというはつきりした線が出たのですけれども、いざこれには検討するといふ課題を残したままで、当時問題を残してある。しかし、今日の時点から見ると、林を入れて林務部というのがこの中に入つてくるということになると、営林局の地方の一部が入ってくるということになると、水産という問題を同時に付加しなければならぬと思うのです。三十八年当時懸案として残された水産関係をどう扱うかとされておられるのか、水産行政の地方における問題処理をどう扱われようとするのか、御答弁を願いたい。

○小沢(辰)政府委員 漁業問題につきましては、漁業の調整あるいは水産行政の区域等が、先ほど先生もおっしゃいましたように、今度予定をいたします地方農政局、あるいはまた従来の農政局の行政の区域区域の分割に分けていきますことについていろいろやっぱり問題が出てまいりますので、確かに検討はいたしておるわけでございますが、しかも、非常に国際的な問題も強く出てくる行政でもございまして、なおひとつ今後の課題として慎重に検討しようというので、今回は見送つておるわけでございます。十分私どもも今後検討をしてまいりたい、かように考えます。

○受田委員 これは副大臣の御答弁で私納得できない点があるわけなんです。それは地方農政局が誕生をして、いま私が指摘したとおり、三十八年の五月でありますから、ちょうど満六歳、就学の年齢に達したわけなんです。そこで、人間関係もだいぶ円熟して、地方自治体すなわち地方公共団体の折衝等もなれなれしく手腕を発揮する段階にきておると思ひます。しかし、この機会に、いまのような漁業関係の特別の使命はありまして、その漁業調整の事務局関係を地方農政局で一括して、そこで農林行政の二重行政的な複雑さがあるというふうな批判も十分ございながら、農林、水産を一括した地方出先機関の行政体系を樹立すべきじゃないか。昭和三十八年当時、この問題を十分検討せよという課題を残されておる問題でありました。農林省としては、せつかく農政を農林にお任せになつて林を入れたこの機会に水産をあわせもつと積極的に検討されてよいはずである。水産がいかにまます扱いにされた印象を受けることを免れないと思うのです。農林、水産という大きな柱を持つ農林省といたしまして、水産を片手落ちにしておる懸念を私この機会にあらためて指摘しなければならぬと思ひます。これは小沢先生でなくてけっこう、事務当局は、これを三十八年当時と今日を比較して、三十八年当時水産関係をあわせ検討するという公約をこの委員会でも発言しておられるのがどう扱われたか、歴史的ゆえんに基づくところの質問をいたします。

○大和田政府委員 三十八年に地方農政局が発行いたしましたときに、漁業の問題と地方農政局の関係は再検討するということを申し上げたわけですが、自來私どもも再検討を続けてまいりまして、特に今回地方農政局にいたしますときに、水産問題をどうするかというのをもう一度真剣に検討いたしましたわけでありまして。ただ水産関係は、御承知のように一つは海洋漁業の問題がございまして、それは当然地方農政局あるいは農政局の仕事になじまないわけでございます。ただ水産関係は、御承知のように一つは海洋漁業の問題がございまして、それは当然地方農政局あるいは農政局の仕事になじまないわけでございます。ただ水産関係は、御承知のように一つは海洋漁業の問題がございまして、それは当然地方農政局あるいは農政局の仕事になじまないわけでございます。

○大和田政府委員 私ども、地方農政局をつくりましたときに、補助金その他の権限を相当地方農政局におろしてあるわけでございます。したがって、現在農村にとつては相当大きな事業であります農業構造改善事業のごときはほとんど本省に出してございまして、地方農政局限りで処置しておるわけでございます。ただ、相当重要な問題につきましては、念のため本省でないとなかなかきまらないというところもございまして、また、県の方によつては、東京へ来るついでに本省に寄るといふこともございまして、完全に地方農政局限りでも、本省に県の人々が絶対来ないようというわけにはまいりませんが、いわゆる二重行政で、とにかく地方農政局だけでは片がつかないといふことをできるだけなくすように、私ども努力いたしておるわけでございます。これは、特に

う気持ちでおるわけでございます。○受田委員 検討の期間が長過ぎると思ひます。六年間検討されたわけなんです。そして、その区域の調整は農林局が二つにまたがっていいじゃないですか。そういう調整、事務局の任務というものは二つの農林局にまたがっていいわけなんです。この法改正につきましてもいろいろ意見が出てくる中にもう一つ大事な問題は、都道府県の責任者たちが地方農政局、今度改められて農林局にお伺いをしても、補助金等の配分についての大半は決定権を地方が持つことになると思ひます。念のため本省へ行くといふ二重の行動をされるわけです。二重の行動をなくしても済む、地方農政局、今度改められた農林局が偉大な権能を持つて、そして偉大な人材が地方公共団体の責任者たちにすかつと安心感を与えるような形で、事実上二重行政は解消するといふのであるならば、私たちがこれに一応うなづくことではしょう。ところが現実には、念のために本省へ行かないと補助金の交付等にも差しかえるといふ二重の行動をしなければならぬという現状をどう判断され、これにどう対処されようとするか、御所信を表明願いたい。

形式的に補助金の配付を地方農政局におろすということではいけません。事実上の指導に過ぎません。とにかく地方農政局を私どもとしても盛り立て、地方農政局単位で大部分のことは処理できるようにいたすつもりでございます。これは本省全体としてそのつもりでございます。

○受田委員 農林省で、研究部門等につきまして本省で握らなければならぬような部門がたゞあるわけですか。また、各地方の農林局、今度、新しい立場の農林局で単独で決定をするのにはたいへんむずかしいような問題、たとえばこういう事業は東北に力を入れるか、あるいは関西に力を入れるかという一つの問題の事業が起ってくる。そうすると、地方農政局の権限ではあるが、国全体から見たら、東北にあるのは中部か、あるいは中国、四国か、九州か、どこに力を入れるか、本省でなければ結論が出ぬと思う。そういう問題になると、地方農政局では片づかぬ、やはり本省で答えを出してもらわなければならぬというところになる。そういう扱い方からいえば、明らかに二重行政というものがここに起ってくる。地方農政局では片づかぬ、所管事項であるが片づかぬという問題があらはれないか。

○大和田政府委員 御指摘のように、地方農政局だけでは片づかない問題がございます。ただ、いま御指摘になりました、東北では何が問題か、中国で何が問題かという場合でも、私どもは東京でそのことを議論する以外に、現在の段階では、とにかくそれぞれの地域の地方農政局長が二月に一回か三月に一回、少なくとも局長会議をやっておりますから、それぞれの地帯において現在一体何が問題であり、何をやるべきかということを相当念入りに討論いたしておるわけでございます。そういう点は、御指摘のように確かに地方農政局だけで処理しかねる問題はありませんけれども、たいいていことは地方農政局で処理できるような、そういう体制にいたしたいというように考えております。

○受田委員 私、そういうことで問題が残される、懸念される法改正がここに出されておると思うのです。したがって、この運用については非常に心してやらねえと、いま私が指摘しましたような弊害が発生する危険がある。最終的には農林省でなければ片づかぬやないかという問題が起ってくる。そうしてくれるなら、むしろ都道府県知事に権限を委譲したほうがいいじゃないか。大幅に権限を委譲してくれ、地方出先機関に権限を委譲するのでなくて、都道府県に委譲してくれ、こういう問題が出てくる。こういう問題をあわせて御検討になったかどうか、法改正案を作成される際に、権限委譲は地方農林局でなくて、都道府県に大幅に委譲する部門がないかを検討されたかどうか、お答え願いたい。

○大和田政府委員 私ども農林省の行政機構を考えます場合に、当然地方からは行政権限を地方に委譲してくれという意見も出ておるわけでございます。統計調査関係の仕事は地方に委譲したらどうかという意見はあるわけでございます。それから、それについても慎重に検討いたしました結果が、現在御提案申し上げておるようなことであります。地方に委譲すればすぐ事態がよくなるというものは、遺憾ながら大きな項目ではないというふうに考えておるわけでございます。

○受田委員 質問は要約します。この法改正案に直接触れていま質問を続けていくわけですが、さらに、熱帯農業研究センター、これは非常にいい構想であると思えます。アジアの農業先進国として、特に東南アジア等にも希望を与え、この道の先輩の国としての責任を果たす上において、熱帯関係の研究をされようとする態度はよろしい。ただ、このセンターそのものを、これは東京都に置くか書いてある。東京都に置いて、これはしょうがないわけですか。実際のところ、これは熱帯植物というものは成り立たぬわけですか。そういうものを東京の土地の狭いところにたくさんスペースをとるわけにいかない。農林省はそれに対して筑波山の学園研究部門にひっつけて考えようとかいう御意見もあるようでござい

ますが、私は、あわせてその具体的な実績をあげるための場所的な構想と、同時に沖縄——南西だけなくて、小笠原諸島、これはわが国に返還されたんだ。この小笠原諸島が熱帯植物を十分植樹することができる地域になっている。東京都の中にも入っておるわけでございますから、身近なところで沖縄と同時に、東京に近いところにもひとつセンターの機関をあわせ置く必要はないかと思えます。御答弁いただきたい。

○横尾政府委員 ただいま先生から御指摘がございましたように、熱帯または亜熱帯地域に属します東南アジア等の食糧問題、農業問題の解決の一助にするということで、技術研究を中心に進めまして、これまた申し上げるまでもないかと思えますけれども、既存の国内の試験研究機関の蓄積をできるだけ効果的に使うということが一つのポイントでございます。そういういたしますと、御承知のごとく活用されるべき蓄積を持つておる機関は、東京及びその周辺に所在をいたしますので、それとの連絡等を考えますと、東京に所在させるということが、最も現実的かつ効果的であるという観点を中心にして、東京都に本所を置く、こういう形にいたしておるのでございます。

さらにつけ加えますならば、一部大学等に委託研究をいたすということも、研究を効果的に進めてまいります関係上必要でございますが、そういったことからいたしまして、本所を東京都に置き、それが非常に便利である。さらに情報収集等につきましても、その利便を考えますと、東京都に置くことが現実的である等々の理由で、東京都に本所を置く、こういうことにいたしておるのでございますが、これまた先生の御指摘にもござい

ますけれども、現地におきます研究、これはやはり必要でございます。したがって頭脳センターといまして東京都に本所を置きますが、現地、つまり東南アジア等の諸国に在外研究員を派遣いたしまして、そこで現地におきます研究機関の関係研究者と共同研究というような形を通じまして、現地研究できるようにする。一方、さらにつけ加えますならば、東京都におきましても可能である熱帯農業研究の分野がござい。具体的に申し上げますと、作物の成分分析でござい。これは現実的気象条件を必要といたしません。したがって、こういった分野につきましては、現地研究と対応いたしつつ、東京都でやることで足りる。その使命を達成し得るというふうに考えておるのでございます。

ただ、さらにつけ加えて申し上げますならば、先生からも御指摘もございましたけれども、沖縄に支所を設けたいということも考えております。これはどういう意味かという点、その目的を端的に申し上げますと、熱帯農業研究、さらに正確に申し上げますならば熱帯及び亜熱帯農業研究の一環といたしまして、たとえば熱帯から亜熱帯に作物を導入をいたしましてそれを馴化させて定着をさせるという仕事は重要でございます。そういう仕事は、熱帯から亜熱帯に植物を移すということとでございますので、沖縄のような条件、さらに正確に申し上げますならば、亜熱帯の平均気温もしくはそれより若干、でき得べくんば高い程度のそういう気象条件等を備えたところに支所を置く、そういう農場を持つてそれを進めようというふうなことが必要でございますので、そのことがひきま

して副次的には沖縄の農業にも資するというふうな観点で沖縄に支所を置く、こういうふうな考えであります。ただいまの研究計画からいいますと、それをもちまして私どもも目的といたします趣旨を相当程度果たし得るということでござい。すので、当面そういうことで出発をさせたい、こういうふうな考えでおるのでございます。

○受田委員 私が提案したい一つ支所を小笠原諸島に置く提案についてはどうですか。
○横尾政府委員 小笠原の気象条件は、具体的に申し上げますと、年平均気温が大体二十二・六程度

で、亜熱帯の平均気温は大体二十三・一度程度でございまして、若干低いわけでございまして。しかし、それはそれとして、その面から申しますならば、先ほど申しましたような、研究に即応し得る一応の条件はあるかと思ひます。ただ、支所を設けて研究をいたす、しかもこの設置法が通過いたしますならば十月一日から発足をさせたいというようなことを考えますと、研究環境、生活環境、東京の本所との連絡その他のこともあわせ考えなければなりませんし、先ほど申し上げましたが、現地に相当の園場を持つ必要がございまして。そういうような研究環境、研究条件等々を総合的に勘案いたしますと沖繩がより適切である、しかも支所を一つ置けば、先ほど申し上げましたけれども、これによって目的を十分に達成し得るのではないかと、いうふうを考えて、沖繩に支所を置くという判断をして、設置法の内容になつておるわけでございまして。

○受田委員 私、この亜熱帯地域としての小笠原の価値は相当高く評価すべきだと思ふのです。そして政策的な見地から見ても、小笠原が祖国に復帰した、そして新しい東京都の一部としていま夜明けを迎えたんだ、こういうときに、せっかくこういう政府機関ができるのであれば、熱帯植物の研究センターということであるならば、これはいまのつだけというところでなくして、少々の経費ぐらいのことはもう問題じゃない、小笠原へひとつこうした機関を設けてあげるといふ愛情があつていいんじゃないか。これは小沢副大臣としてひとつ答弁をお願いしたい。

○小沢(辰)政府委員 事務局長から話しましたように、いろいろな問題はあろうかと思ひますが、先生の御意見も私も政治家として十分わかりますので、大臣とも御相談をいたしまして検討させていただきますと思ひます。きょうここでつくるつくらぬの答えはちょっとできませんが、検討させていただきますと思ひます。

○受田委員 さらに次の問題として、農業者大学校が今度またここで出てきたわけです。私は、去年

この問題を指摘しまして政府側の御答弁が得られなかった現実がよみがえってくるわけなんです。農業者大学校、この制度というものがいかににも各省の、最近雨後のタケノコのごとくつくられる大学校という名称にとらわれた、魅力ある名称だ、という、それにとらわれ過ぎた印象を免れない。農業者の大学校を卒業したんだということ、そこで研修する人が希望多き将来を持つかどうか。事実大学校という名称をつくるならば、学校教育法に規定する四年制の大学というものと同じ基準にすべきことは、水産大学校が四年制であるから、それと同じような基準であるなら私はうなずける。そういう意味でない三年制の農業者大学校というふうなものは、いかにも大学という名称にとらわれた。まあ、大学校であるから学校教育法に規定されてないから農林省でこういうものをつくつてもいいんだというふうな付属機関をおつくりになるということになるのですけれども、ちょっと便乗主義のような印象を受けるので、この名称にとらわれ過ぎる懸念があると判断することに対する御見解をひとつ。

それからもう一つは、昨年この大学校がお流れになった、そこでやむを得ずこれに準ずる研修機関を用意して、人的資源もすでに配備して、事実上農業者大学校がスタートをしたと同じようなことにこれをお進めになられたという、これに対する御見解を御答弁として要求いたします。

○小沢(辰)政府委員 大学校という名前にこだわったかもしれないけれども、農業の後継者の研修という重要な点を考えますと、むしろ御了解をぜひいただきたいまして、農村の優秀な青年が進んでここで研修を受け得るよう、やはり国民もそういう期待を持っておりまして、御了承いただきたいと思ひます。

なお、事実上開校したようなことについては一体どういう理由かというお尋ねでございしますが、優秀な、入りたいという青年がだいたい自宅待機というふうなかつこうでございましたので、とりあえず組織改正を要しない形で出発をさせていただきました。

くようにいたしましたわけでございしますので、これもたいへん恐縮ではございますが、予算措置でやりましたことをあわせて御了解をいただきたいと思ひます。

○受田委員 これは法律が公布されない前にすでにおぜん立てができて、そうしてその法律ができなかつたら法律に準じたような形で適当な便宜措置をとる、こういう悪弊が総定員法のときにも出ておるし、また今度も出ておる。これでは国会の意思というものが全然無視されて、行政措置ですべて片づけられるという、そうして最後は法律で国会が追いつめられるというふうなかつこうになつてくるというふうな懸念が起るのです。これは国権の最高機関である国会を軽視、いや無視することとはなほだしいものだと私は思ふのです。法律ができなかつたらお仕事を始められるべきである。去年いけなければとこしはできるというめどをおつけになつて、ことしおぜん立てができるような準備にさつそくやろうというふうなずるい行政機関として、農林省がそのそしりをお受けになるということについて副大臣御答弁をお願いいたします。

○小沢(辰)政府委員 実は法律が通らないから裏を、あるいはまた来年の促進のためにという気持ちでは毛頭ございせん、昨年法律の御審議を願つておつたものでございまして、したがってその準備というふうな意味でやつておりました。不幸にして成立をいたしません事情よくわかつておつたわけでございまして、もうした準備が整つておりました、またそのために春の試験選考等も、やはり準備としてはやつておかなければならぬ事情もございまして、そういういたしますと結果的に、非常に熱望する優秀な農村の後継者の青年諸君が待望いたしておりましたものですか、ついでにやりましたわけでございます。

御了解をぜひひとついただきたいと思います。確かに先生の御指摘のような、結果的に国会の御意思を何かたいへん尊重しなかつたような事態になりましたことは心からおわびを申し上げます。

○受田委員 これは農村の将来を背負う若人たちにとつても、法律を無視したかつこうの大学校に準じたようなところに行くのだという形ではさびしいことだと思ふのです。やはり暗れて入学できる学校という形で堂々と門をくぐる、こういう形でなければ、青年に対しても何かそれで法を免れたような形である機関に学んだという釈然とせぬものを与えておると私は思ふ。将来を背負う農村青年たちに、別に大学という名称がなければおれは希望を失うのだというふうなそういう量見の狭い青年はおらぬと思う。やはり農林省が計画され、そういう研修機関には進んで参加して、それ

も行くと、農業者の幹部が行くのでございまして、できるだけ広くの地域にわたつて多くの人を養成して、教育してあげるといふ愛情があつていなくてはならぬと思ふ。その運営についても十分今後私は注文がある。運営についていたたいて、都合によればわれわれが視察してどういふことをやつておられるか、大学校らしいか、農林省にある水産大学校との間でいかにいかに人選を、役人御自身が就業年限も知らぬようなとはけたような農林省でないように実態を十分把握して、賢明なお役人によつてこの問題が運営されるように、抜けたところがないように、しっかりと頭のよさをこいうところを示すような高級官僚でなければ、とぼけた、抜けた高級官僚では国民が信用できぬですから、特にこれは注意しておきます。これは代表して官房長から私の注意をどう受け取るか、とぼけた者がおらぬようにどういふように掌握されるのか、御答弁願ひたい。

○大和田政府委員 まことにございまして、おとりに、全国から集まつた一年、五十人の生徒は選考委員の先生方の言によりますと、男もはればれるような学生だそうでございます。私も全力をあげてその育成につとめたいと思ひます。私ども全力をあげて、これは法律に直接関係がございせん。しかし、大事な問題でありますからお

尋ねさせていただきます。

いま農村は荒廃し、都市は繁栄するという農村過疎の時代がますます進行している。そして農地は過去十年間に二割、これが変転を繰り返してある。そして都市周辺の農地は住宅、工場等に転用をされて、農地の実態というものは、都市計画法、今度の都市計画法、いろいろありますし、それらをあわせてみても非常な都市化への形態に切りかわりつつある。こういうときに農地が減少するという嘆かわしい姿を農業国日本は現実の問題としてかかえている。ただ、東北とか北陸等では新しい水田が開拓され、四国とか九州とか、私の郷里の中国なども山地を開拓して、かんきつ園をたくさんつくっております。そういう地域では新しい農園ができておる。農地の造成をやっておるところがある。同時に農地を荒廃させ、あるいは転用されておるといふ都市及び都市周辺がある。これに対していま新しい法律の準備もされておるわけですが、そういう調整関係の、整備関係の法律ができ上がるのを待つまでもなく、たとえば神奈川県などで起こっている都市計画の中にある地域と都市計画の中をはずれた調整地域との関係等も考慮して、農地が個人の利益追求のためにたとえば工場とか、あるいは特別の不動態業者の意図する方向へ悪用されないような十分の指導運営を農林省としては用意されておると思う。この点について今後の農地のあり方についてどういふ構想を持っておられるか、お伺いを申し上げます。

同時に、時間の関係で引き続き関係局長から御答弁願うていと思うのですが、かんきつ造園につきましてもこれは園芸局が蚕糸園芸局と一本になつたいきさつも私よく承知しております。たいへん御苦労が多いと思いますが、そうした園芸行政の中でかんきつがどんどん過ぎてかんきつの価が下がってきた。これが今後非常に暗い見通しになるのではないかと不安がある。こういうことはかんきつの輸出貿易政策をとるとか、あるいは夏でもなまのかんきつが食べられるよう

なおそまきのかんきつをつくる指導をするとか、いろいろかんきつ行政も考えておられると思います。これもあわせて御答弁願いたいし、また水田をどんどんつくることを奨励されたけれども、米価問題とかかね合わせから、安心して水田をつくり、そこで米を生産しようとする人々に対して、米価問題の将来の不安等からまたこれを元へ逆戻りさせるような懸念はないか、それらをあわせて農地を中心に農林省の政策をお答え願いたい。副大臣からまず御答弁、次は関係局長から御答弁をいただきます。

○小沢(辰)政府委員 優良農地を確保することは私も農業振興の基本だと思ひます。したがって、農業振興地域の整備に関する法律の施行を先地方の御協賛を得ました場合には、市街化調整区域内で農業を振興すべき地域をはっきり指定をいたしてまいりまして、農業を振興すべき地域に関する優良農地の確保については万遺憾なきを期してまいりたい、かような基本方針を持つておるわけでございます。

二点、三点につきましては関係局長から御答弁をさせていただきます。

○小暮政府委員 かんきつの問題につきましては御指摘のような問題が次第に明確になってまいっておりますので、かねて四十二年の三月に農林省が発表いたしました果樹農業振興基本方針の中に明示してございますようなテンポでの果樹の植栽を行なうように、一部にはそれ以上のテンポで植栽しているところもございますし、あの方針をこの際再確認して今後の計画に具体的な指針を与えたい。各関係県がそれぞれ果樹ごとに国の基本方針を頭に置いて県内の植栽の見通しをつくらしてあります。これらに即して植栽のテンポを需要の増大の方向へ合わせる基本だと考えております。なお、そのほかにすでに植栽しましたもの、その中には非常に樹齢の古い生産性の落ちてきているものもございます。そういう老朽したものを改植するという問題、さらにまだ老朽しておりませんけれども品質が最近の国民の嗜好に合わない

というようなものにつきましては嗜好に合ったものに、また高過ぎるという声を体して、短期間に品質向上をさせる、そういう問題につきましても今後関係生産団体と十分協議しながら指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○中野政府委員 先生のお話の第一点の都市近郊の農地の問題でございますが、その事情につきましても先生からお話がありましたとおりだと考えております。そこで、農林省といたしましては、都市構造の特殊性を生かしながらやっていかねければならない問題が多々あるわけでございます。そのためにはやはり相当長期にわたって農地として維持されなければならないと思ひます。そこで、今度都市計画法が近く施行になりますけれども、その際には市街化区域と調整区域と分けるわけでありまして、市街化区域は今後十年間に都市化するところでございます。調整区域はその間は市街化を抑制されるということになっておりますので、われわれとしましてはこの基本方針に沿ひまして優良な集团的な農地、あるいは土地改良事業を実施しているような地帯につきましては、これを原則として市街化区域には入れないということとで対処したいということとで建設省とも大体打ち合わせが済みまして、今後具体的な地域区分ができてくるわけでありまして、その際は建設大臣と農林大臣とが最終的に相談をして線を引くということになっておりますので、そういう線に沿ひまして都市近郊農業の振興の面にも意を用いたいと考えております。

それから第二点の米作地帯等の開田の問題でございます。これにつきましては、本年あるいは昨年から米の需給事情の緩和によりまして、このまま水田造成がむやみに進むということは、今後の米の需給状況から見ましても問題があるというようないふことから、現にわれわれのほうで補助を出し、あるいは国営でやっております開田面積は今後の予定だけでも十萬ヘクタールをこえているわけでございます。この中には、ものによりましては、そういう米の事情でございますからあるいは畑に

かえたほうがいい、田畑転換をやったほうがいいというところもございまして、地区ごとに状況を見まして二割あるいは三割をそういう方向に転換する、あるいはやめるという措置をとることにいたしました。地元といま相談をおおねねわつておる段階でございますので、新しく開田をするというところは押えますけれども、途中のものにつきましても、いま私が申し上げましたような方向で大体地元との調整もつけて、そういう不安のないような方向でやっておるわけでございます。

○受田委員 たまにかけた質問はしません。そういう熱心な対策をしてもう一つだけどうしてもお尋ねしておかなければならぬ問題がある。別な問題です。植物検疫制度及び劇物毒物の扱いについて昨年も私この委員会でご指摘した問題があります。御存じのとおりです。その後も依然として危険が感ぜられるような問題が残されておるのでございまして、ごく簡単でよろしくございまして、劇物、毒物に対する対策、その後における当局の、関係者の危険感を払拭する扱い方を御答弁を願ひたい。

それからもう一つ、農林水産の中の水産、一つだけ。領海十二海里説というものの扱い方。さっき伊藤さんからも質問された北方漁業関係の基本にもなる問題であったわけでございますが、十二海里説、国際海洋法会議の結論というものが、日本海に投いよつて一票の差でこれが実を結んでいなかったという九年前の歴史もあるわけなんです。それから、それをもって日韓条約等で十二海里説というものを一応わがほうでも条約の中に織り込んであるこの段階で、十二海里説なるものはいかように扱つていこうとするのか、水産関係の大事な原則でございますからこれを御答弁願ひたい。

法律と直接関係のない最後の二つの問題の御答弁をいただければ、あとに質問者がお持ちのようでございますから、私は質問を終わります。

○池田政府委員 先生おっしゃいましたのは残留毒性の問題かと思うわけでございますが、残留毒

性につきましては非常に問題が多うございますので、私もいたしましては、なまで食べるようなものにつきましては特に注意する必要があります。ところで、実は厚生省と御相談いたしまして残留毒性の基準を厚生省で定めていただく。それに応じまして私どものほうでそれにうまく合うような形で農業を使用するという事で、農業の使用基準というものをきめまして、これはもうすでに実施をいたしておるわけでございます。

それからさらに、今後新しくいろいろ農業が出てまいりますので、そういうものにつきましても従来よりさらに綿密に検討する必要があります。それから、私どもは相当長期にわたりまして残留毒性の試験をやりました、それに合格したものを登録をする、こういうような制度に実は踏み切っておるわけでございます。まだ完全とは申し上げられませんが、そういうような方向で逐次充実してまいりたいと考えておるわけでございます。

○受田委員 去年提案したホストキン。

○安尾説明員 先生御指摘のホストキンの取り扱いでございますが、これにつきましては、殺虫力につきましてはやや問題がございますが、そのホストキンのいい点を生かせる分野がありまして、そういう面で検討いたしておるわけであります。なおその面につきましては、今後実際使用する場合の被害防止の問題あるいは使用するときの施設の問題と、こういう問題をやはり十分区分をきめませんとあぶのうございますので、目下その問題につきまして鋭意検討いたしております。

○三善説明員 ただいまの問題でございますが、十二海里の問題は二つございまして、領海とそれから漁業水域、いま先生言われたのは漁業水域の關係であると思います。現在われわれが主張しておりますのは、領海付近というのとは三海里、これが国際法上確立された唯一の原則であるという事を日本は主張いたしてまいっております。そこで、この領海ないし漁業水域を広げますことにつきましては、現在までわれわれが主張してきてました原則からは多少離れることになりまして、

ども、御承知のように最近のいろいろな事情、たとえば外国漁船の日本近海への進出、あるいは日本の漁船が海外の十二海里内に相当進出しておりますので、そういったいろいろな利害得失と申しますか、そういうのを考慮しながら私どもとしても今後真剣に検討してまいりたい、こういうふうを考えております。

○受田委員 これで終わります。

○藤田委員長 伊能繁次郎君。

○伊能委員 私は、すでに並びにいずれ後刻同僚議員から当面の、今回の農林省設置法の改正法律案の内容についての質疑はなされることと存じますので、本法案に関連いたしまして、かねて政府の格段の御配慮をわずらわして二十数年かかってようやく去る三月二十一日に完成式の行なわれた印旛沼の干拓その他総合的整備計画の今後の問題についてお伺いしてみたいと思っております。

先般竣工式はなされたわけでありますが、なお若干の残工事等もあり、かたがた単に干拓のみならず土地改良その他水資源の確保等について、昭和三十八年から水資源公団をしてこの工事を施行せしめ、二百億に余る多額の金をもってようやく一応竣工した次第でございますが、千葉県の現に置かれていた状況、ことに新東京国際空港のやがての建設あるいは北総ニュータウンの問題等、水の問題に関連をいたしまして農業用水、工業用水、上水等、今後非常に水の需要が激増する状況にありまうときに、印旛沼を今後そういう角度からもどういうように総合的な整備をされるか、政府においても寄り寄り検討中と伺っておりますので、印旛沼の今後の総合的な利用の考え方について大和田官房長、政府で何か御研究の筋があればお伺いしておきます。

○中野政府委員 印旛沼周辺の総合開発事業につきましては、伊能先生御存じのように、私も実は竣工式に参りました。あの段階では事業として完了したわけでございますが、御指摘のように印旛沼の周辺に限りませず、利根川水系全体について、特に農業はもちろんのことでございますが、

上水道、工業用水の需要は非常に強うございまして、したがって、いつまでもあのままでは済まないのではないかと、それに対応していろいろ地元の方あるいは学者の方にもあそを再開発するような構想がございまして、われわれもその辺から勉強しなければならぬというふうな考えをしております。特に具体的には、印旛沼をもう少し深く掘りまして、そして堤防を築いて貯水量をふやして、それを上水に使うというような御構想のようでございまして、これにつきましましては利根川からどこに水を引くばつてくるか、いろいろな問題が技術的にもありまうし、そういう構想が順次発展する中で農林省としても対応して検討を進めていきたいというふうに考えております。

○伊能委員 ただいま農地局長から、地域の農民また住民にとつて非常にありがたいお考えで、検討中であるという事でございまして、実は、もう十年近くになりますが、かつての印旛沼は、印旛沼周辺の洪水に対応して、印旛沼内の水を利根川へ放出するということだけを目標に水門ができたわけで、十年ほど前に農林省、建設省の格段の御配慮で現在の水門は上下式で排水、流水両方の機能を持つようになり、かたがたきわめて大規模な排水機場も設置をいただいたわけですが、御指摘のように最近の千葉県の状況は上水、工業用水、農業用水等非常にこれから逼迫の状況、現に非常な水の不足を訴えておる状況で、経済企画庁の総合開発局のほうにおかれては昭和五十年年度を目標に水の需給関係をどういうように算定しておられるか、その辺をまずお伺いしてみたいと思っております。

○松村説明員 経済企画庁といたしましては水資源開発を担当しておるわけでございますが、利根川水系の水資源開発基本計画、これが実は現在昭和四十五年度を目標として計画が進行中でございまして、ところが御承知のようにいま千葉県地区と東京地区の水の需要が非常にふえておる。したがって、四十五年度の需要を、さらに延ばしま

して五十年ないし五十五年、これはどちらになるかは現在検討中でございますが、こういうようなことで現在各県並びに担当の各省、こういうところからどういう水需要になるかというところの報告をいただきまして、これをもとにいたしまして、また水源をどうするかというふうなことも担当の各省等と協議をいたしまして、現在いろいろ検討しておる段階でございます。またこの数字を幾らにするかという結論は出ておりませんが、これを早急に、四十五年度の計画のできまう前にこの需要想定をいたしまして、水資源開発の万全を期したいというふうに考えます。

○伊能委員 昭和五十年度における関東、ことに東京、茨城、千葉、神奈川等における利根川水系から取ろうとする水の需要等については、大體経済企画庁で調査が一応できておるようについておるのですが、その辺はどうですか。

○松村説明員 これは企画庁自体と申しますか、各県並びに関係の農林省あるいは通産省、厚生省、こういうところからいろいろその実情を聞いておる段階でございますが、最終の数字と申しますか、そこが詰まるところまではまだいっておりません。

○伊能委員 現在まだ明確でないということであればやむを得ないわけですが、さいせん農地局長からお話のあった点について実は私も心配しております。現在の印旛沼は、御承知のように水深二メートル程度で、きわめて浅いわけでございまして、しかし将来のことを考えますと、御指摘のようになの中を掘って十分な水を貯水するということ、利根川の豊水期における水を大いに印旛沼に貯水をして、さらにそれを、地域周辺はもちろん、遠くは木更津、富津等の新しい工業地帯の水需要に充てようという計画がいろいろ県当局においても検討をされておるわけでございまして、御承知のように今回の印旛沼の総合開発計画によりまして干拓された約千町歩近いものは、印旛沼の現在の堤防よりはるかに低い状況にあっ

て、若干の雨が降りますと周辺の水田は湿地になるといふような状況でございますから、われわれとしては、せっかくあつた農林省にりっぱな千ヘクタール近い干拓をしていただいたので、それを他の地域の水田並みに高くしてやる。そのためには印旛沼の中を掘って、その土でまわりを高くしてやるということが一番適当だと思いますが、御承知のように印旛沼は何千年前からある沼で、現在のまわりの堤防の下は、陸地のほうと印旛沼の水とが相互に流れておる傾向にあるところがあると思います。したがって土を高くするということであると、御承知のように水のバランスで、掘ればまた印旛沼へ土が中からふき上がってくる、こういうようなところも少なくないので、その辺については、きょうは水資源公団の方には来ていただかなかつたのですが、水資源公団であつただけの仕事をやって、中がどういふような地質状態か水質状態になつておるかということと十分検討していただいた上で掘つてもらう。できれば、八メートルに掘つていただくと、おそらく一億トンぐらいの水がたまつたのではないかと。一方、せっかくつくつていただいた印旛沼から幕張に至る疎水路、あの疎水路を利用して、千葉県としては幕張地先へ大きな貯水池を掘つて、これはもう海ですから、その土でまわりの埋め立てをするということによって工業用地あるいは住宅用地が現在のよつて造成できるというふうなことも考えておるわけですが、今日までの工事で印旛沼の中で干拓をした状況と、今後いま御指摘のように掘るといふ点について、いままでの研究、あるいは将来あの印旛沼を円満な形で心配なく掘つて十分まわりが埋められるかどうかというふうな点も非常に心配なんです。これらの点を至急検討していただき、あるいは調査をしていただくというふうなことを周辺の住民、これは単に農民だけでなく全体として希望しているわけですが、その辺の点について、もし調査があればお伺いをしてみたいと思います。

○中野政府委員 ただいまお話しのおそを掘りましてやるという意味での調査は現在農林省としてはまだやっておりません。

ただ考えられることは、あの中が非常にヘドロでございますので、そこを掘りました場合に堤防にどういふ影響があるかというふうな問題もございまして、そういう技術的な問題あるいは経済的に合うかどうかという問題も含めまして、今後研究をさせていただきたいというふうに思います。

○伊能委員 この点は経済企画庁の総合開発局におかれてもおそらく水資源公団等いろいろな連携をされて調査資料等もあるかと思つたので、ぜひ経済企画庁においてもこの辺の調査を進めていただきたい、かように希望をいたしておく次第でございます。

実は、私がかように申し上げるゆゑは、成田周辺の土地開発、北総ニュータウン等の三十数万人の人口を近く迎へようというふうなことで印旛沼に汚水が流れては、肝心の印旛沼に水をため、また今日工業用水、農業用水、上水にも使つておるものがこれから数十万人の人口がふえるというふうなそういう心配がある。この点については、政府においてもこの問題を考慮されて、水質保全に関する法律を先般経済企画庁が出されたと思つたのですが、これらの水の保全の問題についても、これは建設省にも関係ありますからどうか、われわれはこの問題を心配して、すでに昨年以來政府の格別な援助を得て成田を中心とした三市六カ町村の流域下水道の問題も政府で決定を得て、これから実施していこうというふうなことで進められておりますが、印旛沼周辺の水質保全の問題について、政府としてはどういふお考えを持っておられるか、一応伺いたいと思います。

○松村説明員 きょう、実は担当の方が来ておりません。私どもの仄聞しておりますところによると、印旛沼、手賀沼の水質保全の規制は、ちよつと日にちを覚えておりませんが、数カ月前に実施されておるはずでございます。

なお、その後のいろいろなアフターケア関係、

こういうものについての指導も十分注意して進めていくつもりでございます。

○伊能委員 総理府総務長官も見えたようでございますから、私も直接法律改正に関連がないのでこれで質問を打ち切りたいと思つたのですが、ぜひ農地局長をはじめ経済企画庁にお願いしたいことは、当面千葉県としては、水の問題が今後の千葉県発展のかぎになつておるといふことは、私が申し上げるまでもないところであり、かたがた、五、六年後にはあの周辺に数十万人の人口がふえるという状況にもありますので、せっかく印旛沼、あそこまで整備をしていただきましたので、第二次の総合的整備計画について至急研究調査を進められて、何らかの形でできるだけ結論が出れば早く出していただきたいことを希望して、その点だけお尋ねをしておきたいと思つた。

○小沢(辰)政府委員 前から千葉工業地帯並びに千葉県のいろいろな今後の発展に伴う水の需要という問題は、私も真剣に考えなければいけません。考えておりますので、たゞいまお説の印旛沼の第二次総合開発の推進につきましては、私ども大臣とも十分ひとつ事務当局を督促いたしまして、できるだけ早急に技術的経済的な検討をやるようにいたしたいと思つた。

○伊能委員 質問を終わります。

○藤田委員長 これにて農林省設置法改正案関係の政府委員、説明員は御退席願います。

○藤田委員長 次に、同和对策事業特別措置法案を議題といたします。

同和对策事業特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定

向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という。)について国及び地方公共団体が協力して行なう同和对策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

(同和对策事業)

第二条 この法律において「同和对策事業」とは、第六条各号に掲げる事項を実施する事業をいう。

(国民の責務)

第三条 すべての国民は、同和对策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和对策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、同和对策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなければならない。

(同和对策事業の目標)

第五条 同和对策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによつて、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする。

(国の施策)

第六条 国は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 対象地域における生活環境の改善を図るため、地区の整理、住宅事情の改善、公共施設及び生活環境施設の整備等の措置を講ずること。

二 対象地域における社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進を図るため、社会福祉施設、保健衛生施設の整備等の措置を講ずること。

三 対象地域における農林漁業の振興を図るため、農林漁業の生産基盤の整備及び開発並びに経営の近代化のための施設の導入等の措置を講ずること。

四 対象地域における中小企業の振興を図るため、中小企業の経営の合理化、設備の近代化、技術の向上等の措置を講ずること。

五 対象地域の住民の雇用の促進及び職業の安定を図るため、職業指導及び職業訓練の充実、職業紹介の推進等の措置を講ずること。

六 対象地域の住民に対する学校教育及び社会教育の充実を図るため、進学の奨励、社会教育施設の整備等の措置を講ずること。

七 対象地域の住民に対する人権擁護活動の強化を図るため、人権擁護機関の充実、人権思想の普及高揚、人権相談活動の推進等の措置を講ずること。

八 前各号に掲げるもののほか、前条の目標を達成するために必要な措置を講ずること。

(特別の助成)
第七条 同和对策事業でこれに要する経費について国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

2 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として三分の二を下る割合を定めているもののうち政令で定めるものについては、政令でこれを三分の二とするものとする。

(地方公共団体の施策)
第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方債)
第九条 同和对策事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができ。

2 同和对策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)
第十条 同和对策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(関係行政機関等の協力)
第十一条 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、同和对策事業が円滑に実施されるように相互に協力しなければならない。

る経費の財源に充てるため起した地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)
第十条 同和对策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(関係行政機関等の協力)
第十一条 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、同和对策事業が円滑に実施されるように相互に協力しなければならない。

経費の種類 測定単位 単位費用
同和对策事業債償還費 同和对策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 千円につき 八〇〇〇円

17 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の算定の基礎
同和对策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で同和对策事業特別措置法(昭和四十四年法律第 号)第十条の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金 千円 表示単位

理由
歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等を図るため、当該地域について行なわれる同和对策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するため必要な特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(この法律の失効)
2 この法律は、昭和五十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 地方交付税法の一部を次のように改正する。
附則中第十六条を第十八項とし、第十五項の次に次の二項を加える。
16 当分の間、地方公共団体に對して交付すべき交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

藤田委員長 冒頭に委員長から質疑者に御了解を求めたいことがございます。

総務長官は終始おられますが、大蔵大臣はおおむね一時ご出席いたし、御要求のあります自治大臣は、おおむね一時ご参りまして、一時十五分には退席の必要がござります。佐藤総理大臣は一時前後に出席の予定であります。

したがしまして、発言が非常に複雑になるかと存じますが、出席を求められております関係閣僚の、以上申し上げました出席予定に基づいてひとつ御発言をお願いしたいと思います。

趣旨の説明を求めます。床次総理府総務長官。○床次国務大臣 ただいま議題となりました同和对策事業特別措置法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、さきの同和对策審議会の答申等の趣旨を尊重いたしまして、かねてより同和对策事業の積極的な実施につとめてまいったところであり、さらに、昭和四十四年度からは十カ年計画で同和对策長期計画を発足させ、これを一段と推進したいと考えております。

しかしながら、この問題を一日も早く解決するためには、この際、各省庁が実施している同和对策事業についてその目標を明らかにし、この目標を達成するための財政上の特別措置を講ずることが緊要事と考え、ここに日本国憲法の精神にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域を対象とし、当該地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的として、同和对策事業特別措置法案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案のおもな内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、国及び地方公共団体が協力して行なう同和对策事業について、その目標と内容を明らかにしたことであります。

すなわち、対象地域における住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因の解消をはかることを同和对策事業の目標とし、そのため、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等必要な措置を講ずることとしたことであります。

第二に、同和对策事業の円滑なる実施をはかるため、国及び地方公共団体並びに国民の責務を定

めるとともに、関係行政機関等の協力義務を定め
たことでもあります。

第三に、同和对策事業に要する経費について、
地方公共団体の財政負担を軽減するため特別の措
置を講ずることとし、同和对策事業にかかる国の
負担または補助の割合を引き上げるとともに、地
方公共団体の起債についても特例を設け、その元
利償還金を地方交付税の額の算定に用いる基準財
政需要額に算入することとしたことでもあります。
なお、この法律は、十年間の時限立法とし、問題
の早急な解決をはかることといたしてあります。
以上が、この法律案の提案理由であります。が、
何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くだ
さるようお願い申し上げます。

○藤田委員長 これより質疑に入ります。質疑の
申し出がありますので、これを許します。八木一
男君。

○八木(一)委員 私は、ただいま議題と相なりま
した同和对策事業特別措置法案について、本日早
期成立を期して審議の場をつくっていただいた藤
田委員長並びに各党理事、委員各位に心から感謝
を申し上げます。

本法案の審議を始めるにあたりまして、まこ
とに感慨深いものがございます。

徳川時代幕府のつくった不当な身分制度によっ
て多くの同胞が極端に人権をじゅうりんされ続け
てまいりました。明治四年の太政官布告によつて
、それが解決されるかの期待もつかの間でござ
いました。明治の民主主義改革停止のため約百
年、三百万と称せられる多くの同胞が、差別と貧
困に苦しみ続けてまいりました。戦後、基本的人権
尊重を約束された新憲法下においても、その状態
は続いております。この解決のための行政を市町
村、府県に求める熱心な運動が続けられ、さらに国
策の樹立を求める運動に発展してまいりました。

この熱心な運動を受けて、不肖八木一男の質問
を受けて、昭和三十三年三月十一日、当時の岸内閣

総理大臣より、同和問題の根本的解決のための公
約が国会を通じて全国民になされ、それを受けて
同和对策審議会の発足となり、昭和四十年八月十
一日、同和对答申が出され、翌昭和四十一年二月、
本院本会議及び予算委員会において同和对答申尊
重及び特別措置法の提出が佐藤内閣総理大臣より
公約され、本年四月十一日、本法案が提出の運び
と相なつたものでございます。

徳川時代、身分制度がつくられましてから三百
数十年、明治以後百年、水平社運動発足以後約五
十年、国策樹立が約されてから十二年、同和对答
申以後四年、その解決、推進の道程があまりにも
長かつたことを振り返り、その間、極端な人権侵
害を受け、抜けやらぬ貧困に苦しみ続けた多くの
同胞の苦悩を考へて、政治の責任を痛感するもの
であります。

今回、同和問題の完全解決を進めるために、同
和对答申を急速に実現するための大きな推進力と
なる本同和对策事業特別措置法案が提出され、近
く成立を期待できますことは、多くの国民の心か
らの要望にこたえるものであり、本問題解決のた
めに多くの先輩同僚とともに、微力ながらこの十
八年間、懸命な努力を続けてまいりました私に
とって心からの喜びであります。

本問題の解決のため生涯を捧げられた故松本治
一郎氏をはじめ数多くの諸先輩、同和对答申まで
の土台をつくることに努力された岸元内閣総理大
臣、堀本元厚生大臣はじめ政府の各位、秋田大助
氏、田中織之進氏、湯山勇氏、田原春次氏、五島
虎雄氏等国会の先輩同僚の各位、同和对策審議会
の各位、さらに同和对答申以後、答申尊重と特別
措置法制定を推進された佐藤内閣総理大臣はじめ
政府の各位、昭和四十一年の政府、各党協議会、
四十三年度四月の四党協議会、四十三年度四月以降約
八カ月にわたり精力的に推進された第二次四党協
議会、同年十二月より推進された四党国会談等
において、私とともにこの問題の協議推進に当た
られた自民党安井謙、秋田大助、渡海元三郎、奥
野誠亮、大石八治、上村千一郎、日本社会党河野

密、湯山勇、八木昇、広沢賢一、民社党佐々木良
作、吉川兼光、玉置一徳、吉田之久、公明党伏木
和雄、沖本泰幸、無所属田中織之進等の各氏並び
にその間、国会論議を通じて推進に当たられた多
くの同僚国会議員各位、同和对策協議会の各位、
多くの機会に問題推進に当たられた関係自治体及
び同議会関係者の各位、部落解放同盟等各民間団
体の各位はじめ問題推進に当たられたすべての
方々に心から深い敬意を表しまして、これから自
由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党の四党
の意向を代表し、具体的な質問に入らせていただ
きたいと存じます。

具体的な質問は、本法案成立の際の運用等に関
してでございます。どうか本法案の重要な意義に
かんがみまして、その運用等について積極的な、か
つ明確な御答弁によりて確認をしていただくこと
を心から御期待を申し上げる次第でございます。

本法案の大きな特徴は、国庫負担または国庫補
助並びに地方債及びその元利補給等の交付税交付
等によつて、この問題の地域性から見て、致命的
な障害になる地方財政圧迫等の悪要因を取り除
き、同和对策事業の急速な推進をはかることとす
ることにありますので、これらの点の關係事項より
質問に入りたいいたします。

まず国庫負担または国庫補助に關する三点につ
いて伺います。大蔵大臣から御答弁をいただきた
いと思ひます。

第一問といたしまして、同和对策事業の推進に
あつたての負担率及び補助率の引き上げと同様
に重要な問題は、予算単価を實質単価としなけれ
ばならない点でございます。今回、同和对策事業
特別措置法案においては、負担率及び補助率の引
き上げについては、不十分ながらも前進のあとが
見られることは評価いたしますが、この際、ぜひ
同和对策事業の重要性にかんがみ、實質単価とせ
られたいと存じます。この点について、明確な御
答弁を大蔵大臣より求めます。

○福田国務大臣 いま八木委員からお話のよう
に、たいへん大事な歴史的な法案が、各党共同の

もとに、このたび政府提案という運びになりました
ことは、私も御同慶にたえません。財政当局と
いたしまして、この法案の趣旨が生かされるよ
うに、できる限りの御協力をしたいと思ひます。
ただいま、具体的な問題として取り上げられま
した単価の問題であります。そういう趣旨にお
いて、事態に即するように処置をいたしますから
御安心願ひたいと思ひます。

○八木(一)委員 同和对策事業の重要性にかんが
みまして、単価については事態に即するように決
定いたすお気持ちだろうと存じますので、さら
に、その点はつきりと伺ひたいと思ひます。

○福田国務大臣 ただいま八木さんから言われた
とおり心得ております。

○八木(一)委員 第二問といたしまして、次に同
和对策事業の推進にあつたて、重要な問題は、補
助対象に土地買収費——これは先行取得を含みま
す。それと整地費を加えることでもあります。たと
えば、建物の建築費だけの補助では実際に建物は
でき上がらないのであり、同和对策事業の重要性
を十分認識されて、ぜひ補助対象に先行取得を含
めた土地買収費と整地費を含められたいと存じ
ます。大蔵大臣の積極的な御答弁をお願いいた
します。

○福田国務大臣 先行取得を含め土地買収費、整
地費等の財源措置が必要であることはお話のと
りであります。これらの土地買収費、整地費等で
国庫補助の対象とすることが適当でないというも
のにつきましては、同和对策事業の重要性にかん
がみまして、起債の措置を講じ、事業の推進に支
障のないように善処いたします。

○八木(一)委員 第三番目の質問をいたします。
本法案第七條第一項の「政令で特別の定めをす
る場合」のうち、国庫負担または補助が三分の二
を下回るものについては、同和对策事業の重要
性にかんがみまして、極力少なくすべきであり、
また将来拡大すべきものでないと考えます。この
政令で特別の定めをする場合のうち、国庫負担ま

たは国庫補助が三分の二を下回るものについては、どのような場合があるのか伺っておきたいと存じます。質問の趣旨を御理解をされて、前向きな御答弁をお願いいたします。

○福田国務大臣 御質問の点につきまして、これは具体的ケースに応じて検討いたしますが、できる限り配慮をいたしたい、かように考えております。昭和四十四年度予算で取り上げている対象経費についていいますれば、政令で特別の定めをする場合として次のような場合を考えております。たとえば隣保館運営費、職業訓練所施設費、小規模事業指導費のごとき性格のものに對しましては、原則として二分の一の国庫負担または補助とし、特殊なものとして貸し付け金利を低利にするために行なわれている住宅改修資金の貸し付けに要する経費に對しては四分の一の補助をいたしたい、さように考えております。

○八木(一)委員 次に私は、自治大臣に御質問を申し上げますので、しばらく他の委員に交代させていただきますが、大蔵大臣の、政府を代表しての前向きな御答弁に感謝を申し上げます。

○藤田委員長 吉田之久君。

○吉田(一)委員 私は多くの国民の心からの要望にこたえて提出されました本法案が成立し、有効に活用され、同和問題の解決が急速に進展することを心から期待するものでありまして、そうした意味で、本法案推進のため、格別の努力を払われました政府及び四党並びに多くの関係者各位に心からの敬意を表しつつ、自民、社会、民社、公明の各党の意向を代表し、総務長官に一点、御質問をいたします。

御承知のとおり、同和地区の多くは農林漁村に存在いたしておりますが、これらの地域において、農林漁業を生業として同和地区の人たちはおしなべてはなはだ零細な経営を余儀なくされております。これは例を農業にとりましても、明治維新の際に農地の配分にあらずからず、また終戦後の農地改革の際も、きわめて少ない配分しか受けていなかったためであります。林業、漁業の場合

も、事情は全く同様であります。したがって、このような状態のもとにある同和地区の農林漁業に對しては、この際政府は十二分の協力体制を確立しなければ、本法の趣旨達成は困難であると考えます。特に緊急の課題として、政府は、これら農林漁業者に對し、画期的な金融措置を講ぜられるべきであると存じますが、その点、政府はどのような思い切った対策を用意なさろうとされているのか、御答弁を承っておきたいと存ずる次第であります。

○床次国務大臣 同和地区における同和の農林業振興の重要性につきましては、御意見のとおりでありまして、特に農林漁業に関する融資につきましては、農林漁業金融公庫資金及び農業近代化資金等の制度資金におきまして所要の融資額を確保するほか、なお、融資の円滑化を極力はかるようにとめてまいりたいと存じます。

○藤田委員長 沖本泰幸君。

○沖本委員 私はこの審議にあたり、質問の機会を得ましたことを深く喜びとするものであります。さらに、本法案推進のために努力されました政府、四党はじめ関係者各位に心から敬意を表します。

自民、社会、民社、公明、四党の意向を代表いたしまして、具体的な質問をさせていただきます。同和地区の産業は家内工業的な零細企業が多く、生産性がきわめて低い上に、その企業の形態、経営条件、需給、金融関係などに多くの問題があり、近代産業の発展から取り残されております。これら地区住民の貧困と差別がこの悪循環の原因となっております。したがって、同和地区の中小零細企業の近代化を国の責務において早急にはかなねなければならぬと思うものであります。そのためには、基本方針を確立して、指導助成が急務であります。特に中小零細企業の金融措置について十分考慮されなければならぬのであります。政府の対策をお伺いいたします。

○床次国務大臣 同和地区における同和の中小商業業者に対する金融措置に對しての御質問であ

ります。生業的な零細企業が多い同和地区の中小企業に對しては、融資につきましては、同和地区産業振興班、商工会等の同和担当指導員によるところの調査指導を充実いたし、同時に、これを通過して府県の中小企業設備近代化資金、中小三金融機関及び民間金融機関等の資金を活用することを極力はかりますと同時に、同和地区産業に對して融資を行なうところの地方公共団体に對しても、実情に応じまして十分配慮してまいりたいと存じます。

○藤田委員長 八木一男君。

○八木(一)委員 引き続きまして野田自治大臣に御質問を申し上げます。いま地方行政委員会から野田自治大臣がおいでになったわけでございますが、総務長官から同和对策事業特別措置法についての提案説明がございました。各方面の御協力に對して質問者一同感謝を申し上げます。いま質問を申し上げます。

この同和事業を進める点において国庫負担、国庫補助、そして起債、元利補助等の内容を含めた交付税の交付ということが、地方財政の圧迫を取り除いて同和对策事業の進展をさせるために非常に大きな要因になります。この自治省関係の問題についてこれから御質問を申し上げます。

四番目の質問でございますが、同和对策事業の元利償還金を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入したといたして、不交付団体には普通交付税が交付されないのをごいします。不交付団体の起こした同和对策事業の元利償還金については、交付団体と同様の特別の措置を講ずる必要があると存じますが、政府のお考えはいかがでございますか、伺っておきたいと存じます。

○野田国務大臣 不交付団体につきましては、財政状況を勘案いたしました上で、特別交付税により交付団体に準じて必要な措置を講ずる所存でございます。

○八木(一)委員 交付することといたしますというお気持ちであろうと思いますが、もう一回そのとおりでありますか。

○野田国務大臣 八木さんのお尋ねのとおり、講ずることになります。

○八木(一)委員 五番目の質問といたしまして、特別措置法の施行によって地方団体が実施する同和对策事業に對する財源措置は強化されることになりませんが、その後においても従来どおり特別交付税による財源措置が行なわれるものと考えてよろしいか、政府のお考えを伺っておきます。

○野田国務大臣 必要とする一般財源につきましては、特別交付税においても措置していく考えであります。

○八木(一)委員 六番目の質問といたしまして、現行の地方債の取り扱いについては、地方公共団体の規模に応じて起債の一件限度額を設け、これに満たない場合は起債を許可しないことといたしてあります。同和对策事業については、各種の同和对策事業を一括して起債一件事業とし、一件限度額に満たない場合においても起債を認められたと存じます。政府のお考えを伺いたいと存じます。

○野田国務大臣 同和对策事業の一件事業及び起債限度額につきましては、従来どおり各種の同和对策事業を一括して起債一件事業とするにとり、その限度額は八十万円といたしたのであります。

○八木(一)委員 七番目の質問でございますが、本法案の起債及び元利償還に對する交付税交付は、同和对策事業推進のため重要な役割を果たすものであり、その起債については制限はなされるべきではないものでございます。起債の下限については、先ほどの御答弁で具体的に善処されることになりましたが、上限についても制約をしないようにせられたかと存じます。前向きの御答弁を期待申し上げます。

○野田国務大臣 御意見になるべく沿うように、あと限りできるだけ措置したい、こう考えております。

○八木(一)委員 八番目の御質問は大蔵省関係でございまして、同和事業を担当しておられる床次総務長官からお答えをいただきたいと思ひます。法第九條第二項の「資金事情の許す限り」とはどのようなことか、伺つておきたいと存じます。

○床次総務大臣 大蔵大臣にかかりましてお答えいたしますが、原資事情等に格別の問題が起きない限り、従来どおり政府資金を充當してまいることといたしたいと存じます。

○八木(一)委員 再び自治大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

法第十條は、地方団体が起こした同和对策事業のための地方債で自治大臣が指定したものの元利償還費を基準財政需要額に算入することとしております。全部を指定すべきものと考えますが、自治大臣は指定についてどのような考えなのか、伺つておきたいと存じます。

○野田國務大臣 公営企業、準公営企業など、その事業の収入を当該地方債の元利償還金に充てることのできる事業に対する地方債を除きまして、国庫負担金または補助金を得て行なつた事業に対する地方債を指定する考えでございまして。

○八木(一)委員 特に御出席になりました総理大臣に心から敬意を表したいと思ひます。

締めくくりに御質問を総務長官にいたしたいと思ひます。この質問は非常に重要なものでございまして、どうか総務長官から非常に前向きな御答弁をいただきたいと思ひます。

質問に入ります。もちろんこれは四党の気持ちで代表しての質問でございまして。

同和問題の早急かつ完全な解決は国の責務であり、国民的課題であります。政府により尊重が約束された同和对策審議会の答申の重要な柱として本法案が提出され、審議され、近々成立を期待できることは喜ばしいことと存じます。

ところで、法律の条文においては、本法案提出の根拠となりました同和对策審議会答申との関係の記述が困難であり、十二分に説明されておりません。したがって、本法案が成立し、告示の際の

通達においてこれらのことを説明し、関係者の十二分の理解のもとに本法が有効に発動し、同和对策答申が完全を実現されるようにしなければなりません。

そのために、まず第一に、その中の(イ)といたしまして、政府は同和对策答申を尊重し、十一年計画——これは前期五カ年、後期五カ年を合わせたものであります。前期五カ年、後期五カ年という両方の内容があるものであります。この十一年計画を推進し、問題の解決に当たる決意であること。(ロ)といたしまして、本法律が同和对策答申の結語の重要な柱の一つであることにかんがみまして、法律が絵にかいたもちにならないよう、国及び地方公共団体は具体的施策の推進を急速かつ強力に行なわなければならない、このことを通達に明記すること。

第二に、同和教育の推進が本問題解決の重要な柱であり、その推進とそのための指導者を養成することを通達に明記すること。

第三に、同和对策答申及び本法活用の推進のために地方公共団体の機構の整備が重要であり、その整備を促進すべきことを通達に明記することがなされるべきであります。これらの点について、政府の積極的な明確な御答弁をお願いいたします。

○床次國務大臣 政府はただいま御指摘されましたところの御趣旨を尊重いたしまして、法律施行の際の通達によって、地方公共団体に對しまして、その趣旨の周知をはかる所存でございまして、さらに政府は常に同和对策答申を尊重し、本法案を積極的に活用し、同和問題の急速な解決のため国の行政の実施、地方行政の推進に当たる所存であります。

なお、本法案を提案するにあたりまして、各党関係者の方々に非常な御尽力をいただいたこと、また御審議をいただいたことに對しまして、この機会に感謝の意を表します。

○八木(一)委員 ただいまの総務長官の御答弁に非常に満足いたします。総務長官が提案について非常に御努力になった点について心から敬意を表します。

最後に、佐藤内閣総理大臣に、御質問申し上げるよりもいろいろお礼を込めたごあいさつを申し上げたいと思ひます。さらに、最後にひとつ前向きな御決意を国民に御披露いただきたいと存じて、問題の推進に当たつていただきたいと思います。

私は、佐藤内閣及び自由民主党と幾多の政治的課題について見解を異にいたします。日本社会党に所属をいたしておりますが、同和对策審議会の答申以後、答申尊重、特別措置法制定推進の問題に關しての佐藤内閣総理大臣の終始変わらない御誠意については、心から敬意を表する次第でござい

ます。同和对策審議会の答申後、本問題が最初に取り上げられた昭和四十一年二月の衆議院本会議及び予算委員会でも即座に積極的答申尊重と特別措置法の提出を約束されたのは、ほかならない佐藤内閣総理大臣でございました。特別措置法提案促進のために総理大臣が所管官庁でございまして総理府を常に激励、督促をされてこられましたことは歴代の総務長官から私も伺つていたところでござい

ます。昭和四十一年の春に、総理の御推進によりまして、政府と各党協議会が開かれました。四十一年度の夏には、その当時の通常国会で法案提出が時期的に困難になったときに、第一委員室の部屋で総理がみずから私に、次の機会にできるだけに急によいものをつくりたいという決意を表明していただいたことがございました。またこの昭和四十三年の四月に、第一回の四党協議会では与野党の意見が一致を見ませんで決裂をいたしました。

第二次四党協議会をつくらうというときに、そのつくる条件でいろいろ意見が合わないため停滯をいたしておりましたが、そのときに佐藤内閣総理大臣が自由民主党の総裁といたされまして時の福田幹事長にそれをまとめるような指示、指導をされました。その結果第二次四党協議会がスムーズに発足をいたしました。この八カ月の努力が本問題を推進することに非常に役立ったわけであり

ます。この四十二年の本会議及び予算委員会の御答弁がありましてからいろいろ困難な事情がござい

ましたために、約三年間の問題の法律の提出を見ませんでした。このために多くの関係国民が非常に心配をいたしましたし、関係者一同は非常に焦慮の念を禁じ得ない時代がございました。しかしながら、その中で終始総理大臣が、たとえば本会議及び予算委員会において私は何回も質問をさせていただきまして、本会議における多賀谷、柳田質問やあるいは予算委員会における大原議員、あるいはまた横山議員の質問、あるいは各委員会における橋本氏やいろいろな方々の質問に對して、総理大臣が常に非常に前向きな決意を示して

いただいたことが、本日この法案提出、審議を見る大きな原動力になったと私考えております。ほんとうに総理大臣の御熱意と御誠意に對しまして、心から感謝を申し上げ、心から敬意を表する次第でござい

ます。ただいままで私また吉田議員また沖本議員から、それぞれ自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党の意向を代表して、政府に、床次総務長官あるいは福田大蔵大臣、野田自治大臣に御質問申し上げまして、それぞれ非常に前向きな、満足な、明白な御答弁をいただき、関係者一同非常に喜んでおる次第でござい

ます。この四十二年の本会議及び予算委員会の御答弁がありましてからいろいろ困難な事情がござい

ましたために、約三年間の問題の法律の提出を見ませんでした。このために多くの関係国民が非常に心配をいたしましたし、関係者一同は非常に焦慮の念を禁じ得ない時代がございました。しかしながら、その中で終始総理大臣が、たとえば本

会議及び予算委員会において私は何回も質問をさせていただきまして、本会議における多賀谷、柳田質問やあるいは予算委員会における大原議員、あるいはまた横山議員の質問、あるいは各委員会における橋本氏やいろいろな方々の質問に對して、総理大臣が常に非常に前向きな決意を示して

いただいたことが、本日この法案提出、審議を見る大きな原動力になったと私考えております。ほんとうに総理大臣の御熱意と御誠意に對しまして、心から感謝を申し上げ、心から敬意を表する次第でござい

ます。ただいままで私また吉田議員また沖本議員から、それぞれ自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党の意向を代表して、政府に、床次総務長官あるいは福田大蔵大臣、野田自治大臣に御質問申し上げまして、それぞれ非常に前向きな、満足な、明白な御答弁をいただき、関係者一同非常に喜んでおる次第でござい

ます。この四十二年の本会議及び予算委員会の御答弁がありましてからいろいろ困難な事情がござい

ましたために、約三年間の問題の法律の提出を見ませんでした。このために多くの関係国民が非常に心配をいたしましたし、関係者一同は非常に焦慮の念を禁じ得ない時代がございました。しかしながら、その中で終始総理大臣が、たとえば本

会議及び予算委員会において私は何回も質問をさせていただきまして、本会議における多賀谷、柳田質問やあるいは予算委員会における大原議員、あるいはまた横山議員の質問、あるいは各委員会における橋本氏やいろいろな方々の質問に對して、総理大臣が常に非常に前向きな決意を示して

いただいたことが、本日この法案提出、審議を見る大きな原動力になったと私考えております。ほんとうに総理大臣の御熱意と御誠意に對しまして、心から感謝を申し上げ、心から敬意を表する次第でござい

ろお話がございました。私、もちろんいままで各大臣がお約束したこと、これを忠実に履行するその責任がございます。その点はもういまさらあらためて確認されるまでもないことであり、必ずいたします。はつきり申し上げます。

ただ、私この際、この事柄について、ずいぶん長くかかった問題だが、しかし各党の話し合いにより方向がきまつた。自民、社会、民社、公明各党が、ほんとうに民族の非常に悲しむべき事柄について、これからどうしようかという、そこを腹を打ち割って話をした結果解決をした、このことが私は非常にうれしのであります。ことにこれが解決したことにつきましては、一人、二人の問題ではないと思ひますが、八木君あたりがその先頭に立ってこの問題を片づけられた。ことにこの内閣委員会では、幾つものむずかしい問題もかかえておりますが、お互いに腹を打ち明けて話し合えば必ず解決はできるのだ。そのいい例を一つここに示された。私は、その意味において、この事柄を実はたいへん喜んでおります。国会というものはそうあってほしい。別に私は、この問題で他を顧みて申すつもりではございません。ございませ

んが、皆さん方もこういう事柄が望ましいことだ。実は、きょう私入ってまいりまして、珍しく社会党の方から拍手をされた。こんなことはまずないんです。もう橋崎さんはうしろのほうで先頭に立って拍手をされた。私はそういうことがたいへんうれしいのです。

しかし、これはまだ緒についたというだけでありまして、国民全体がこの法律のねらうところをよく理解してもらはないと、なかなかいい成果を結ばぬだろう。ことにこの中に、先ほど床次君にもお尋ねありましたが、教育の問題、大事な問題だからそこをから取り上げていかなければならぬと思うのです。そういうことについて、政府も前向きで取り組んでいきますし、また皆さん方も今日まで積極的に取り組まれたが、それぞれの立場の相違はあっても、大局に立つと必ず一致する。それを現実に示された。こういうこ

とで私はほんとうにうれしのです。政府もそういう意味で——これをあまり長く申しますと誤解を受けても困りますからこの程度でやめますが、とにかくこの法律ができれば、ぜひりっぱな成果をあげるように、この上とも御協力のほどお願いしたい。また政府を擁護していただきたい、かように思います。

ありがとうございました。(拍手)

○八木(一)委員 総理大臣の前向きな御答弁、熱意のある御答弁に感謝を申し上げます。

再度、内閣委員長、各理事、内閣委員の皆さま方に、その審議を進めていただいたことを御礼を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。と思います。(拍手)

○藤田委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○藤田委員長 これより本案に対して討論に入るのであります。討論の申し出もありませんので直ちに採決いたします。

同和对策事業特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○藤田委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時十七分休憩

午後二時四十七分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。法律省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 この法案で、毎年私が問題を提起しておりました出入国の関係でございしますが、私どもまだ依然として残っておりますので、お尋ねを繰り返します。

入国管理事務所の設置について、こうして改正案が出ておる。ところが、本省には入国管理局というのがある。これは独立国になって間もなくして法制意見局という局を法制局にし、また外務省にあった入国管理業務というものを法務省に持ってきたという歴史的な行きがかりがある。ところが、入国だけでなくて出国を扱っておるわけなんです。出国は外務省が旅券課を中心に手続はしておられますけれども、しかし入国管理局は出入国を総合的に扱っておられる役所である。そういう意味からいへば、そういう歴史的な原因を探索し、そしてその伝統も尊重する意味からいへば、外務省のほうから移ってきた行きがかり等をあわせ考えて、出入国管理局という本省の局名をつけるべきであり、また入国管理事務所だけでなく、出のほうも扱うという意味におきましては、出入国管理事務所というかつこうで、名称変更をさるべきではないかと思ひますが、御答弁を願ひたいと思ひます。

○中川(進)政府委員 受田先生御指摘の点は、かねて承っております。部内におきましても検討を続けておるのでございますが、この前御説明いたしましたのと重複いたしますと思ひます。

まず、私どもの所管業務の全般を見ますと、まさに御指摘のとおり出入国でありまして、入国と出国と両方あるのでございます。しかしながら、業務の内容を考えますと、外国人の入国というこ

とに關しましては、入れるべき者、入れざるべき者、入れるべきかどうかという期間どうという資格で入れるべきかということだといへん検討を重ね、その結果許可をするあるいは場合は入国をお断りするという結論が出るのでございす。しかしながら、一度入った外国人が出国するという場合におきましては、私どもといたしましては、ほとんど無条件にこれを認める次第でございまして、ただ現場におきまして、たとえば羽田なら羽田の入国審査官が同時に出国審査もやっているといるわけではございしますが、事務内容から見まして、出国事務と入国事務の割合はたいへんな差があるのでございまして、入国事務に非常なウェイトがあるということでございす。

それが一つと、それからもう一つは、何と申しまして日本人は非常に名前その他なるべく簡素なことをとうとうといひますか喜ぶ国民性があると思ひます。いろいろなことに、世の中でもいわれる略称と申しますか、本来長かるべき名前を簡略するという例がたくさんございしますが、その意味からいへば、出入国管理局というよりは入国管理局といたほうが否回りもいというようなことがございまして、つい入国管理局ということになったのじゃないかと思ひます。ただし、正式には出入国管理局といたほうがいいということとは、たとえば法案にいたしましても出入国管理法ということになっておりますし、現在行なっております令わけでございますから、正式と申しますか、出入国といたほうがより論理的であることはもちろん先生の御っしゃるとおりでございしますが、いろいろ検討しましても、名前をこの際長い間の入国管理局から出入国管理局に変えるほどのこともなからうというような意見が部内におきまして強いのでございまして、いまだに改正には踏み切っておりません、こういう事情でございす。

○受田委員 そこに問題があるのです。つまり役所というものは古い行きがかりにとらわれ過ぎ

のでございますが、しかしそれ以外には書いてあるものではないです。しかしながら、それでは政治犯の日本入国を全然認めないか、日本に入国した後の滞在を許さないのかといふと、そうではないのであります。それはケース・バイ・ケースに、その事情によりまして、法務大臣の特別に留許可という制度を運用いたしまして、日本におきます入国はもとより、入国したあとの滞在を認めておるわけでございまして、今後とも同じ方法でやって何ら差しつかえない、かように考えまして、新しい法律には出ておらないわけでございます。

○受田委員 今後国際間のいろいろなやっかいな状況によって、日本に政治亡命をする人たちがあつて、危険もあると思つておるわけでありまして、この点は人間の生命を大事にするという意味から、一応日本へ入つてきた人に対してある程度寛大な扱いがされてゐる。現行法及びその扱いに対しては一応了とするのも一つあるわけですが、けれども、それを野方図にしていくとそれとてに、だんだん流れ込む危険があるといふことと、何かこの点では基準をはっきりしたほうがいいのじゃないか。犯罪人引き渡し条約というのですか、そういう条約関係からきたものはこれをひとつ日本でもどう扱うかについてある程度はつきりしたものを日本的に組み立てる必要があるかと思ひます。

質問の時間はきょうは短くいたします。大臣、これはあなたにひとつお答えを願ひたい。私は歴代の法務大臣に從來死刑の執行者について、そのあまりにも過酷な刑を行なうまいやうにという意味から、いまのような絞首刑は残虐刑であるという指摘をしてきたわけです。それから、大臣がサインをしないと死刑執行はできないのですが、歴代の大臣は人を殺すサインがいやなものですから相対たておる。それで、これは大臣は比較それを非常に自由なお気持ちでサインをされると見えて、私によく手紙をくれたおつた大阪の拘留所におつた人物が、この間、ただいまより天国に参

るといふ最後のたよりを私によこして刑の執行を受けた。長い間私と文書の交換をした羽山という青年でした。これは殺人犯として再審請求もして、これにはある程度私自身が疑義を抱いておつた。死刑執行に該当させるのに疑義を抱いておつた人物であるが、それがキリスト教信者になつて、非常にきれいな気持ちで、私に一月間おつた羽山富雄という男、それが三月七日に、ただいまより天国へ参ります。長い間お世話になりましたと、涙の出るような最後のたよりを私にくれて、この世を去つていっております。私はこの刑の執行について、できればひとつ残虐な刑罰にしないで、電気スリッパぐらいで、ぼつと電気ボルトを一つ押すことで生命が断たれるといふうに安楽死できる道はないか。十三段の階段を上がつて、最後にぐんぐんと下り下りされる首つりの方式というものは残虐である。静かにこの世を去つていくという扱ひ方をすべきであるといふことを提唱しておつたのでありますが、大臣も私の提案には基本としては賛成されるかどうかです。

○西郷国務大臣 私も同感に存じます。

○受田委員 同感だそうでございますから、事務当局はこれの具体的な措置を直ちに検討することをお願いいたします。

それで最後に、大臣にもう一つ、私は、この法務省の所管の中に恩赦の扱ひ方をされてゐる部門があるわけですが、この点につきまして、昨年明治維新百年記念事業の一環として恩赦をやられたのですが、この恩赦というものは憲法第七條の規定に基づく特典ではありますけれども、明治維新百年記念事業としては適確な措置ではなかつた。特に生活に困つてやむなく窃盗を働いた、そういうたとえは子供をかかえて女手一つではなかなか食つてはいけない、精一ぱい働いても所得は少ない、それで子供かわいさのあまりに年末にお正月のもち代をちょっと盗む、そういうものが初犯は免除されても繰り返すうちにはびしやと実刑を言い渡されてくる、そういうものはいわゆる破産

犯罪というので恩赦の対象からはずされておる。ところが知能犯、いかに法律の網をくぐつて、そして国民をごまかし、法律をごまかすかという知恵を働かせた知能犯、その最も優秀な知能犯といふべきものの選挙違反者がこの恩赦の恩典に浴するといふのは私は筋違いだと思ふのです。しかも恩赦によつて罪をのがれると、今度は青天白日の身になるという説が流れておる。青天白日というのは、無実の罪であつた者が本然の姿のきれいな身に返るといふことであつて、罪のあつた者が恩赦で許されたのは青天白日ではないのです。これに對しての大臣の見解を承りたい。

○西郷国務大臣 恩赦についてでございますが、御承知のとおり明治百年記念として百年記念恩赦を施行したのでございます。いまお話しのとおり、選挙違反は適當ではないというお話でございますが、私もこの記念恩赦をやりました趣旨にかんがみまして、選挙違反を主眼としたものではございませんで、選挙違反が非常にたくさん出てまいりました。そういう結果になつたわけでございますが、これに主眼を置いたわけではなく、御指摘のようないろいろな基準を設けて、ある程度の犯罪に限つてやつたような次第でございます。ことに復権令等におきましては約千九百万名の交通違反者を復権せしめたといふようなところもございまして、そのうちの五百万人くらいが他の罪によるものでございます。大部分は交通違反、こういうことでございまして、いろいろいま先生のお話もございましたが、こういう結果になつたわけですが、選挙を主眼としてやつたわけではないことを御了承賜りたいと思ひます。

○受田委員 恩赦の対象になつた方の数があまりにも多い。数字をどなたか御用意されておられますか。自治省でないかとわかんないと思ひますが、御用意されておれば、復権を含む恩赦の種類、そしてその恩赦の恩典に浴した特徴、復権の種類別数字をおあげ願ひしたいと思います。

○鹽野政府委員 ただいま御指摘の統計の詳細を

用意しておりませんが、概略のところを御説明申し上げますと、明治百年記念の特別恩赦でたゞいままで、と申しますのは五月三十一日現在で申し上げますと、中央更生保護審査会が受理いたしました総件数は四千五百二十三名でございます。そのうち、現在まで処理されておりますのは、二千四百三十八名、約五四四％くらいが処理された段階である、こういうふうな考へております。

それから罰種別でございます。これはただいま詳細な罪種別を用意しておりませんが、いま受田委員から御指摘のありました選挙違反とその他というものは手元に資料がございますので、その点だけ申し述べさせていただきます。受理につきましても処理につきましても、総数の約七六％が公職選挙法違反であるという結果になっております。

○受田委員 その数たるや五万ないし六万の大量に及ぶと私は判断をします。つまり罪種別で見ると約八割に近いものは選挙違反で、その公選法違反をやつたものを許しておる。明治維新記念事業としてはたいへんな罪惡を犯したことになる。西郷先生は、私は非常に敬意を表しておるのですが、おじいさまの西郷南州、明治維新の大業をなし遂げられた偉大な人材で、「幾たびか辛酸を経て志初めて堅し、丈夫玉砕して軀全を恥ず、我家の遺法人知るや否や、児孫の爲に美田を買わず」、非常に清潔な政治家でした。私たちがほんとうに敬意を表するこの大先輩、偉大な政治家西郷南州先生のこの清潔感、名前にてんたんとした清らかな気持ちで、そして城山の露と消えられた後にも、明治天皇が罪を解かれ、正三位を贈られるという、後世においてなおかつ尊敬を一身に集められておるのがあなたのおじいさんです。そのおじいさんがつくられたのが明治維新であるが、その明治維新百年記念事業として、法務大臣としてそのお孫さんがはしくも恩赦をやられる、たいへんな悲劇だと私は思ふのです。私はこの点におきまして、この明治維新百年記念事業としてはまことに残念な事業をおやりになつた。このことを大臣深く考えられて、しかも恩赦の恩典に浴した者

韓国におけるいわゆる日本人妻の問題なんですが、私、昨年十一月に農林水産委員会から与野党の理事ともども韓国に見学に行きまして、帰りに釜山の総領事館で非常に熱心な陳情を受けまして、事情を聞いてみますと、終戦前後韓国にとどまっていたいわゆる日本人妻が今日食うに困っているゆるゆるの橋の下の生活をしておる、貧民窟の生活をしておる。しかも総領事館に日参をして、何とか日本に帰してもらいたい、しかし旅費もない、とほうにくれておるといふので、釜山の総領事館ではちようど保安庁から出向しておった兎玉という領事が非常に熱心にやっておられたのですが、困り

て、一たん大村収容所へ入れて、日本政府でめんどろを見てあげて、そうしてその上で身元その他のを調べまして、はっきりした者から出してあげるというような便法もお考え願いたい、こんなふう

に思うのですが、その点をあわせてお願いをして、私の質問を終わります。どうかよろしくお願

いします。

○藤田委員長　これにて質疑は終了いたしました。

○藤田委員長　ただいま委員長の手元に、伊能繁

郎君外三名より本案に対する修正案が提出され

ております。

法務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

法務省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和四十四年四月一日」を「公布の日」に、「旭川刑務所に係る部分は公布の日から、その他の部分は」を「旭川刑務所に係る部分以外の部分は、」に改める。

○藤田委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。伊能繁次郎君。

○伊能委員 たいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案に対する自民、社会、民社、公明四党共同提案にかかる修正案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付してありますので、朗読は省略し、その要旨を申し上げますと、本改正案は、刑務所の設置等に関する改正規定を除き、昭和四十四年四月一日から施行することとしておりますが、すでにその日が経過しておりますので、これを公布の日に変更しようとするものであります。よろしく御賛成くださるようお願いいたします。

○藤田委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するものでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、伊能繁次郎君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よって、本修正案は可

決いたしました。

次に、たいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案のとおり可決いたしました。

これにて本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、たいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○藤田委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十六分散会

内閣委員会議録第十号中正誤

ページ 段行 誤

セ二末三 後指摘 御指摘 正

同 第二十四号中正誤

ページ 段行 誤 正

二〇四 川村説明員 味村説明員